

「プラットフォームサービスに関する研究会」
中間とりまとめ(案)に対する意見募集結果

2021年9月14日

プラットフォームサービスに関する研究会

「プラットフォームサービスに関する研究会 中間とりまとめ(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2021年7月17日(土)～2021年8月20日(金)

○ 意見提出数:28件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ	8	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会
2	Asia Internet Coalition	9	KDDI 株式会社
3	アドビ株式会社	10	一般社団法人 新経済連盟
4	ソフトバンク株式会社	11	一般社団法人 日本インターラクティブ広告協会
5	一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム	12	一般社団法人 MyDataJapan
6	一般社団法人 日本新聞協会	13	個人(16件)
7	LINE 株式会社		

「プラットフォームサービスに関する研究会 中間とりまとめ(案)」 に対する意見及びこれに対する考え方(案)

※寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しています。

第1部 詐謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応について	
意見 1－1 詐謗中傷・偽情報・利用者情報それぞれにおける事業者の自主的な取組のモニタリングの実施とその結果の公表という手法を透明性の観点から評価する	考え方 1－1
<p>詐謗中傷への対応、偽情報への対応、利用者情報の適切な取扱い、のいずれのテーマについても、プラットフォーム事業者に対するモニタリングを実施し、その結果を公開したうえで今後の対応策を検討するプロセスをとっていることは高く評価されます。これらのテーマは、いずれも国民の権利保護や民主制の維持に関わる重要な問題であり、対応策の検討は、(A) 正確なエビデンスに基づくものであるべきであり、かつ(B) 対応策の選択は幅広い選択肢（自主規制、共同規制、法規制等）の中から透明性の確保された形でなされる必要があります。これらの観点からは、モニタリングの実施とその結果の公表は適切なプロセスであったといえます。</p> <p>モニタリングの結果について、詐謗中傷への対応のところのように、◎や×を用いて明確な評価を下したものも適切です。</p>	賛同の御意見として承ります。
【一般社団法人 MyDataJapan】	
意見 1－2 プラットフォーム事業者からの取組に関する資料の提出状況を記載したことは適切である	考え方 1－2
<p>特にグローバルプラットフォーム事業者については、複数の国で事業活動を展開する性質上、個々の国における対応は、当該国の環境に応じて異なるものとなっています。我が国の国民の権利保護や民主制の維持のためには、彼らに対して明確な要望・メッセージを伝えることが不可欠です。</p> <p>なお、一部のプラットフォーム事業者は、本研究会の検討過程において、提出資料を非公開（構成員限り）とする対応がありました。そのような対応は、本検討の透明性を失わせることにつながるばかりか、当該事業者とそのサービスの利用者との信頼関係を失わせるものであり、国民にとって不可欠なサービスを展開するプラットフォーム事業者の取るべき態度として適切ではないと考えます。本報告書においてはどの事業者が提出資料を非公開としたか等も記載され、国民に事業者の姿勢を「見える化」したことも適切であったといえます。</p>	賛同の御意見として承ります。
【一般社団法人 MyDataJapan】	
意見 1－3 ヒアリングにおいてプラットフォーム事業が回答を控えるとした箇所に関して再度回答を求めるとともに、定期報告を求めるような法改正をすることが望ましい	考え方 1－3

<p>3) PF事業者の回答を控えた内容について再度回答を求めることが望ましい</p> <p>国民は、政府に安全で安心したSNS通信環境を構築することを期待している。PF事業者は、みんなが作った（通信、金融、物流等）各種インフラの上にシステムを構築し、国民の個人情報を積み上げ、主に日本企業から多大な広告収入を得ている一方で、自らが得た情報や、国民がSNS上の記述した内容を自由に操り、回答に真摯に対応していないように見える。各項目に対して回答頂く理由を再度記載し、各社に回答を求めるとともに、自主性に期待せずに、毎年の定期報告を求めるような法改定をしていただくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第3章第1節②-2イに示したとおり、「我が国の利用者が安心してプラットフォームサービスを使えるよう、引き続きプラットフォーム事業者の自律的な対応及び透明性・アカウンタビリティ確保に関する自主的な報告を求め、総務省はモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要である。また、依然として透明性・アカウンタビリティ確保が図られない事業者について、その理由を深掘りした上で対応策を検討するとともに、いつまでに我が国において取組が実施されるのか把握することが必要である」と考えており、また、第3章第2節④に示したとおり、「総務省は、これらの取組に関するモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要である。」と考えており、いただいた御意見については、今後、透明性・アカウンタビリティ確保に向けたモニタリングの実施を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
--	--

第3章 今後の取組の方向性

1 違法・有害情報への対応

②-1 プラットフォーム事業者の自主的取組の支援

意見2-1 詐謗中傷対策はプラットフォーム事業者の自主的な取組を基本とするべき

考え方2-1

プラットフォーム事業者による自主的な対応を基本とする方向性に賛成する。

賛同の御意見として承ります。

【LINE 株式会社】

<p>誹謗中傷の被害者救済は喫緊の課題となっており、問題解決に向けた実効性ある取り組みが求められています。一方で、表現の自由という観点から、対策は可能な限り民間事業者の自主的な取り組みによって達成されるべきだ。プラットフォーム事業者が真摯に対応し、取り組みの透明性・アカウンタビリティーを向上させていくことが何よりも重要だ。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>プラットフォーム事業者を含め適正なインターネット広告ビジネスを推進する事業者は、規模の大中小にかかわらず、公正な競争の中で利用者にとってよりよいサービスの開発・提供を目指している。そのような事業者のイノベーションを活かし、業界及び事業者の自主的取組の支援となるような政策の方向性が示されることを期待する。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見2－2 違法有害情報対策全般において、行政が言論や表現の内容の判断に立ち入る規制は避けるべきであり、行政からの関与が必要と判断する場合でも表現の自由の萎縮につながらないよう極めて慎重な検討を求める</p>	<p>考え方2－2</p>
<p>中間とりまとめ案は、一部のプラットフォーム事業者の誹謗中傷対策の取り組みについて透明性・アカウンタビリティー確保が果たされていないと指摘した。今後も実質的に確保されない場合、共同規制的枠組みの構築を前提に行政の関与の在り方について検討を進めることが適当だとしている。</p>	<p>第3章第1節②－1に示したとおり、「行政は、引き続きプラットフォーム事業者等による自主的な削除等の対応を促進することとし、プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することは極めて慎重な検討を要する。」と考えております。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>共同規制は誹謗中傷だけでなく、違法・有害情報対策全般への取り組みの方向性として言及された。しかし、対象となる情報の定義が不明確で、恣意的な運用につながる恐れがある。対象はきわめて限定的であるべきで、違法・有害情報の定義や分類を明確にすることが議論の第一歩だと考える。また、大前提として、政府が言論や表現の内容の判断に立ち入る規制は避けるべきだ。</p>	<p>仮に行政からの関与が必要と判断した場合は、制度の整備段階において、規制が表現の自由の萎縮につながらないよう、極めて慎重な検討を求める。誹謗中傷のみを対象とする場合であっても同様だ。正当な批判と誹謗中傷とは区別して考える必要があり、正当な批判を萎縮させるような制度設計は避けなければならない。</p>
<p>意見2－3 プラットフォーム事業者に誹謗中傷情報の削除義務を課すことは過剰削除を引き起こしかねないため慎重な検討が必要ではないか</p>	<p>考え方2－3</p>
<p>なお、削除義務等を課す法的規制の導入については、プラットフォーム事業者による削除要否の判断が必ずしも容易ではないことから、民間部門に過度の責任を負わせ過剰削除を引き起こしかねず、同時に、プラットフォームにおける利用者の表現行為に対して萎縮効果をもたらしかねない。こうした懸念を十分に鑑み、引き</p>	<p>第3章第1節②－1に示したとおり、「行政は、引き続きプラットフォーム事業者等による自主的な削除等</p>

<p>続き極めて慎重な検討を行うべきである。</p>	<p>【LINE 株式会社】</p> <p>の対応を促進することとし、プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することは極めて慎重な検討を要する。」と考えております。</p>
<p>意見 2－4 プラットフォーム事業者のみで誹謗中傷情報を判断し削除することは困難ではないか</p>	<p>考え方 2－4</p>
<p>現行憲法や SNS の現状を考慮した場合、プラットフォームサービス事業者に対して「誹謗中傷及び偽情報」について事業者の判断で検閲、削除を義務化していくことは極めて困難であると考える。</p> <p>これについては、既存の新聞やテレビ等のマスメディアにおける表現の自由にも影響があり、個人の情報は検閲しても良いがマスメディアの情報は検閲してはならないとなると混乱を起こす可能性がある。</p> <p>上記を踏まえると「誹謗中傷及び偽情報」の判断については、刑法等の各種法令に基づいて司法に委ねていくべきで、立法や行政側が踏み込めば民主主義の崩壊を招く恐れがあると考える。</p>	<p>一段落目の御意見については、第3章第1節②－1に示したとおり、「行政は、引き続きプラットフォーム事業者等による自主的な削除等の対応を促進することとし、プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することは極めて慎重な検討を要する。」と考えておらず、賛同の御意見として承ります。</p> <p>二段落目及び三段落目の後段の御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>1) PF事業者の自主性に任せることなく、法律家、会計専門家を含む複数の第3者委員会による判断とすることが望ましい。</p> <p>理由</p> <p>判断基準は、国、宗教、政党によっても異なること。また誰が判断するのか、どのように判断するかによって異なる結果となる。たとえば、件数のみ知らされても、PF事業者内の経営者、管理職、従業員が特定の考えを持ち、それを元に判断されたとしても、そのような行動がとられたのかはわからない。また、判断方法</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

や判断結果がわからず国民は理由も知らされない場合、適切に反論ができず、泣き寝入りとなり、SNS上で国民が苦労することとなることが予想される。	【個人】	
意見 2-5 プラットフォーム事業者間で判断基準やノウハウの共有を行うことが支援されるべきではないか	考え方 2-5	
ただし、プラットフォーム事業者等による自主的な削除等に関して、利用者からの申告・削除要請に対し適切かつ可能な限り迅速な判断および対応が求められることに異論はないものの、偽情報などの違法・有害情報については、事業者において定義・基準を明確に定めることが困難であることから、削除要否の判断および対応が必ずしも容易ではない点に留意が必要である。 上述のとおり、プラットフォーム事業者による削除要否の判断は必ずしも容易ではない。削除対応に資する判断基準やノウハウの関係者間共有等の支援が継続されるべきである。	【LINE 株式会社】	御指摘いただいた削除対応に資する判断基準やノウハウの関係者間の共有等は重要であり、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見 2-6 プラットフォーム事業者間でのモニレーション等に関するプラクティス等の共有はかえって迅速性を阻害するのではないか	考え方 2-6	
削除に関する違法性の判断基準・判断方法や個別の事業者における削除実績等について関係者間で共有することが、効果的なコンテンツの適正化につながるかどうかは不明である。むしろ、各社のコンテンツ・モニレーション・ポリシーが異なることから、各社の迅速なコンテンツ・モニレーション・オペレーションが阻害される可能性がある。なお、日本政府は、プラットフォーム上のコンテンツが国内法に違反していると判断する場合、各社に対して当該コンテンツの削除を求めることができる。	【Asia Internet Coalition】	第3章第1節②-1において法務省人権擁護機関からの削除要請について「削除に関する違法性の判断基準・判断方法や個別の事業者における削除実績などについて関係者間で共有」することが示されています。これは「行政側・事業者側双方の削除に関する対応についての透明性を向上させ、円滑な削除対応を促進する」とが期待されるものと考えます。
第3章 今後の取組の方向性		
1 違法・有害情報への対応		
②-2 プラットフォーム事業者による取組の透明性・アカウンタビリティの向上		
意見 3-1 プラットフォーム事業者における誹謗中傷への取組に関する透明性向上が重要とする方向性への賛同	考え方 3-1	
当協会はこれまで、インターネット上のフェイクニュース拡散や誹謗中傷という問題に対し、報道機関とし	賛同の御意見として承ります。	

<p>て情報発信者の責務を果たすことを表明するとともに、情報流通を担うプラットフォーム事業者が自らの責任を自覚し課題解決に向けて主体的に取り組むよう求めてきた。一方で、過度な法的規制の導入は表現の自由を棄損しかねないことから、慎重な検討を求めてきた。</p> <p>今般示された中間とりまとめ案が、被害者救済などの課題解決と表現の自由とのバランスを意識し、プラットフォーム事業者に透明性やアカウンタビリティ（説明責任）のさらなる向上を求めたことは、これまでの議論を踏まえると妥当である。</p>	
<p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本新聞協会】</p> <p>意見3－2 訹謗中傷対策への透明性・アカウンタビリティ確保に関する新たな法的枠組みには慎重な検討が欠かせず、また、こうした規制を導入することができないようにプラットフォーム事業者に対して真摯な対応を促すべき</p>	<p>考え方3－2</p>
<p>他方、一部のプラットフォーム事業者の誹謗中傷等への対応に関する情報公開が不十分だったことを念頭に、今後、透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られなければ、「行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要」とした。具体的には、プラットフォーム事業者による情報公開と政府によるモニタリングによる「共同規制」について言及しているが、制度設計に向けては表現の自由に配慮した慎重な議論が欠かせない。あくまでプラットフォーム事業者の自主的な取り組みによって課題が解決されることが望ましく、こうした規制が導入されることができないよう真摯な対応を促すべきである。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>誹謗中傷の被害者救済は喫緊の課題となっており、問題解決に向けた実効性ある取り組みが求められている。一方で、表現の自由という観点から、対策は可能な限り民間事業者の自主的な取り組みによって達成されるべきだ。プラットフォーム事業者が真摯に対応し、取り組みの透明性・アカウンタビリティを向上させていくことが何よりも重要だ。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本新聞協会】</p> <p>意見3－3 インターネット上の誹謗中傷対策の検討に当たっては、他人に対する誹謗中傷と他人に対する正当な批判とは区別して対応すべきことに留意することが必要</p>	<p>考え方3－3</p>
<p>中間とりまとめ案は、一部のプラットフォーム事業者の誹謗中傷対策の取り組みについて透明性・アカウンタビリティ確保が果たされていないと指摘した。今後も実質的に確保されない場合、共同規制的枠組みの構築を前提に行政の関与の在り方について検討を進めることが適当だとしている。</p> <p>共同規制は誹謗中傷だけでなく、違法・有害情報対策全般への取り組みの方向性として言及された。しかし、対象となる情報の定義が不明確で、恣意的な運用につながる恐れがある。対象はきわめて限定的であるべきで、違法・有害情報の定義や分類を明確にすることが議論の第一歩だと考える。また、大前提として、政府が</p>	<p>第3章第1節②－1に示したとおり、「行政は、引き続きプラットフォーム事業者等による自主的な削除等の対応を促進することとし、プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツ</p>

<p>言論や表現の内容の判断に立ちに入る規制は避けるべきだ。</p> <p>仮に行政からの関与が必要と判断した場合は、制度の整備段階において、規制が表現の自由の萎縮につながらないよう、極めて慎重な検討を求める。誹謗中傷のみを対象とする場合であっても同様だ。正当な批判と誹謗中傷とは区別して考える必要があり、正当な批判を萎縮させるような制度設計は避けなければならない。匿名でなされる誹謗中傷が問題を深刻化させている面もある一方、匿名の言論空間の存在が社会に有用な批判や批評を生む側面があることにも留意して、検討を深める必要がある。(再掲)</p>	<p>を削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することは極めて慎重な検討を要する。」と考えております。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3－4 プラットフォーム事業者の規模を問わずに一律に対策を求めるべきではないか</p> <p>ネット上の誹謗・中傷は、業界全体、さらには社会全体で取り組むべき問題であるにもかかわらず、なぜ利用者が多く社会的影響力も大きい一部の大手プラットフォーム事業者のみが特別の義務を負うのかは不明である。規模の大小にかかわらず、すべての事業者が努力すべきであり、こうした議論は、総務省も意図していない間違ったメッセージを世間に送ることになる。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	<p>考え方 3－4</p> <p>第3章第1節に示したとおり、「違法・有害情報の流通に関しては、以前としてSNS等のプラットフォームサービスの提供が大きく、プラットフォーム事業者を中心とした対応が求められる。」とされますが、同節において「プラットフォームサービス以外の、CDN・ホスティング（クラウドサービス）・アプライマーケット・ミドルメディア等も射程に含め、コンテンツ流通メカニズム全体を踏まえながら、引き続き違法・有害情報対策に関する検討を行っていくことが必要である。」とされており、大手プラットフォーム事業者のみを検討の対象としているわけではありません。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>「行政からの一定の関与の検討に際しては、(1) リスクベースアプローチに基づく検討、(2) 特に、リスクの大きい巨大プラットフォームサービスについて、自らのサービスのリスク分析・評価の実施及び結果の公表・・・」との記述がありますが、巨大プラットフォームサービスに限定する必要はない（リスクベースアプ</p>	<p>御指摘のように、「違法・有害情報の流通に関しては、以前としてSNS等のプラットフォームサービスの提供</p>

<p>ローチとプラットフォームサービスが巨大であるかをつなげる必要はない）と考えます。</p> <p>51ページにおいて、「インターネット上の誹謗中傷や偽情報といった違法・有害情報の流通に関しては、依然としてSNS等のプラットフォームサービスの影響が大きく、プラットフォーム事業者を中心とした対応が求められる」としながら、「プラットフォームサービス以外の、CDN・ホスティング（クラウドサービス）・アプライマーケット・ミドルメディア等も射程に含め、コンテンツ流通メカニズム全体を踏まえながら、引き続き違法・有害情報対策に関する検討を行っていくことが必要」としています。</p> <p>この記述を踏まえますと、必ずしも巨大プラットフォームサービスに限定するべきではなく、コンテンツ流通メカニズムに関与している全てのSNS等のプラットフォームサービスをその射程に入れて、自らのサービスのリスク評価の実施及び結果の公表等を求めていくことが必要ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>が大きく、プラットフォーム事業者を中心とした対応が求められる。」とされますが、同節において「プラットフォームサービス以外の、CDN・ホスティング（クラウドサービス）・アプライマーケット・ミドルメディア等も射程に含め、コンテンツ流通メカニズム全体を踏まえながら、引き続き違法・有害情報対策に関する検討を行っていくことが必要である。」とされています。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見3－5 海外プラットフォーム事業者への義務の加重（透明性向上と罰金規定）が必要ではない</p> <p>既にいくつかの報道が出ているように、今回の東京オリンピックとの関係で、日本選手に対する誹謗中傷が海外からも見られたことを承知している。これについてはさらなる実態把握を行うべきではあるが、プロバイダー責任制限法を含む現行の日本の法令上、加害者（違法・有害情報の発信者）が外国に居住する者であった場合に、適切な法適用・法執行と被害者保護を行うことができるのか。日本に居住する加害者・発信者と同等の法適用・法執行ができるようになっているのか、そしてそれに対応した被害者保護ができるようになっているのか、明らかにする必要があると考える。</p> <p>もし仮にそうなっていないのであれば、外国からの違法・有害情報を日本国内において流通たらしめる外国のSNS事業者等に対しては、法適用・法執行の差異を埋める範囲内で、日本のSNS事業者等よりも厳しい義務を課すことは否定されていないと考えるべきではないか。外国のSNS事業者等に対しては、より深い透明性やアカウンタビリティの義務を課しつつ、その違反があった場合にはより厳しいペナルティを課すという方法も検討すべきであると考える。例えば、外国から日本へ流通した違法・有害情報に対してどのような措置を取っているのか、日本国内の被害者からの申立が何件ありそれに応じた件数はどのくらいなのか、さらにどのように応じたのか等の情報を開示する義務を法令で課すとともに、それが履行されない、あるいは日本の被害者の適切な保護が図られていないと考えられる場合には厳罰を科す（グローバルな年間売上高等に応じた罰金の算定等）等の方策も今後検討すべきであると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方3－5</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>意見3－6 検索サービスにおいても、コンテンツの価値が正当に評価され、正確で信頼ある情報が流通するための透明性・公平性の確保が必要ではないか</p>	<p>考え方3－6</p>
<p>中間とりまとめ案は、検索サービスにおける違法・有害情報や信頼性の低い情報が表示されにくくする仕組みの改善やアルゴリズムの透明性・アカウンタビリティーの確保についても言及した。デジタル上に健全な情報空間を創出するためには、コンテンツの価値が正当に評価され、正確で信頼ある情報が流通することが必要だ。プラットフォーム事業者には検索サービスにおける透明性・公正性の確保も求めたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本新聞協会】</p>	<p>個々のサービスの形態や性質に応じて検討を深めることが必要であると考えます。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上で参考とさせていただきます。</p>
<p>第3章 今後の取組の方向性</p> <p>1 違法・有害情報への対応</p> <p>③ 発信者情報開示関係</p>	
<p>意見4－1 開示請求件数の開示の政策目標の明確化が必要ではないか</p> <p>また、発信者情報開示に関する申請や開示件数等について集計・公開することによって、総務省がどのような政策課題に対応しようとしているのかが不明である。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	<p>考え方4－1</p> <p>御指摘を踏まえ、第3章第1節③の三段落目において、「円滑な発信者情報開示制度の運用に向けた各プラットフォーム事業者の取組み状況を明らかにする観点から、プラットフォーム事業者は、前述の②—2に記載の透明性・アカウンタビリティ確保の取組の中で、我が国における発信情報開示に関する申請や開示件数などについて集計・公表することが望ましい」と記載いたします。</p>
<p>意見4－2 透明性向上に関する取組について、法的管轄の違いから協力できる範囲には制限がある</p> <p>他の法的管轄で設立された法人は、当該法的管轄における法令に従うことになるため、協力できる範囲には制限があることに留意するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	<p>考え方4－2</p> <p>日本国内に法人格を有しない事業者であっても、日本国内向けにサービスを提供する事業者の特定のサービスについては、一定の要件の下、日本法令を遵守する必要があるものと考えます。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上で</p>

		参考とさせていただきます。
その他		
意見 5－1 匿名性には誹謗中傷を深刻化させる一面がある一方で社会に有用な批判や批評を産む側面があるのでないか	考え方 5－1	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
匿名でなされる誹謗中傷が問題を深刻化させている面もある一方、匿名の言論空間の存在が社会に有用な批判や批評を生む側面があることにも留意して、検討を深める必要がある。 【一般社団法人 日本新聞協会】		
意見 5－2 海外からの誹謗中傷対策を検討する必要があるのでないか	考え方 5－2	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
既にいくつかの報道が出ているように、今回の東京オリンピックとの関係で、日本選手に対する誹謗中傷が海外からも見られたことを承知している。これについてはさらなる実態把握を行うべきではあるが、プロバイダー責任制限法を含む現行の日本の法令上、加害者（違法・有害情報の発信者）が外国に居住する者であった場合に、適切な法適用・法執行と被害者保護を行うことができるのか。日本に居住する加害者・発信者と同等の法適用・法執行ができるようになっているのか、そしてそれに対応した被害者保護ができるようになっているのか、明らかにする必要があると考える。 もし仮にそうなっていないのであれば、外国からの違法・有害情報を日本国内において流通たらしめる外国のSNS事業者等に対しては、法適用・法執行の差異を埋める範囲内で、日本のSNS事業者等よりも厳しい義務を課すことは否定されていないと考えるべきではないか。外国のSNS事業者等に対しては、より深い透明性やアカウントビリティの義務を課しつつ、その違反があった場合にはより厳しいペナルティを課すという方法も検討すべきであると考える。例えば、外国から日本へ流通した違法・有害情報に対してどのような措置を取っているのか、日本国内の被害者からの申立が何件ありそれに応じた件数はどのくらいなのか、さらにどのように応じたのか等の情報を開示する義務を法令で課すとともに、それが履行されない、あるいは日本の被害者の適切な保護が図られていないと考えられる場合には厳罰を科す（グローバルな年間売上高等に応じた罰金の算定等）等の方策も今後検討すべきであると考える。（再掲） 【個人】		
56ページにおいて、「具体的には、グローバルにサービスを提供するプラットフォーム事業者における適切な対応について、諸外国の情報通信担当部局等と連携しながら、実効的な対応を検討していくことが必要」との記述があるが、この点については、先般開催された2020年東京オリンピック競技大会に出場した日本選手への誹謗中傷の問題、とりわけ、「国境を越える違法・有害情報対策」が重要であり、本プラットフォームサービスに関する研究会においてもさらなる議論がなされることを期待する。 【個人】		いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

第3章 今後の取組の方向性 2 偽情報への対応	
意見 6－1 サービス態様は多様であるため、問題解決のための唯一解は存在しないことに留意する必要がある また、サービスごとに異なる課題があり、その異なる課題には異なる対応が必要であることを考えれば、こうした複雑な問題を完全に解決するための唯一特効薬は存在しないことに留意する必要がある。 【Asia Internet Coalition】	考え方 6－1 いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見 6－2 情報の削除のみではなく、反対意見の奨励や誤った情報に疑問を持ち、意義を唱え、互いに学び合うことができるオープンな場を提供することが重要である 他の視点があるということ、そして、ある事実も疑問が呈されている場合があるということを人々が学ぶためにも反対意見を奨励することも重要である。挑発的な視点や明らかに誤った視点を削除するだけでは、人々が誤った情報に疑問を持ち、異議を唱え、お互いに学び合うことができるオープンな場を提供することに比べて、社会にもたらす影響は小さいと言える。 【Asia Internet Coalition】	考え方 6－2 いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見 6－3 偽情報は社会全体の問題であり、リテラシー向上や質の高いジャーナリズム支援、権威ある情報源の提供など社会全体での解決が必要である さらに、誤情報は社会全体の問題であり、デジタル／メディアリテラシーの向上、質の高いジャーナリズムの支援、権威ある情報源の提供など、社会全体での解決が必要である。日本が批准している市民的及び政治的权利に関する国際規約では、表現の自由に対するいかなる制限も、合法的で必要かつ比例的であることが求められているが、誤情報の削除を義務付けることは、表現の自由を侵害する危険性がある。 【Asia Internet Coalition】	考え方 6－3 賛同の御意見として承ります。 なお、リテラシーの向上については第3章第2節⑧に示したとおり「偽情報自体の特徴や偽情報が拡散する要因等を踏まえながら引き続きICTリテラシー向上施策が効果的となるよう取り組み、産学官民が連携し、体系的に多元的なリテラシー啓発を実施することが必要である。」と考えています。また、質の高いジャーナリズム支援及び権威ある情報源の提供については、第3章第2節⑦に示したとおり、「プラットフォーム上における偽情報の問題に対抗するた

	めには、前述のファクトチェックの推進とともに、信頼性の高い情報の流通を増やし、利用者が容易にそれらを参照できるような環境整備が必要である。」と考えています。
第3章 今後の取組の方向性	
2 偽情報への対応	
① 自主的スキームの尊重	
意見 7－1 偽情報対策はプラットフォーム事業者の自主的な取組を基本とするべき	考え方 7－1
プラットフォーム事業者による自主的な対応を基本とする方向性に賛成する。 【LINE 株式会社】 プラットフォーム事業者を含め適正なインターネット広告ビジネスを推進する事業者は、規模の大中小にかかわらず、公正な競争の中で利用者にとってよりよいサービスの開発・提供を目指している。そのような事業者のイノベーションを活かし、業界及び事業者の自主的取組の支援となるような政策の方向性が示されることを期待する。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】	賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見 7－2 プラットフォーム事業者等に対して偽情報の削除義務を課すことは、過剰削除を引き起こしかねないことなどから極めて慎重に検討するべき	考え方 7－2
なお、削除義務等を課す法的規制の導入については、プラットフォーム事業者による削除要否の判断が必ずしも容易ではないことから、民間部門に過度の責任を負わせ過剰削除を引き起こしかねず、同時に、プラットフォームにおける利用者の表現行為に対して萎縮効果をもたらしかねない。こうした懸念を十分に鑑み、引き続き極めて慎重な検討を行うべきである。 【LINE 株式会社】	賛同の御意見として承ります。
意見 7－3 行政の関与について、誹謗中傷情報と比較しても偽情報について一層慎重に検討するべき	考え方 7－3
先に違法・有害情報対策全般への行政の関与について慎重な検討を求めたが、偽情報に対してはより一層慎重であるべきだ。中間とりまとめ案では偽情報について具体的に定義が示されておらず、明確な定義も難しい。取材を尽くして真実相当性を担保してもなお結果的に誤ってしまった情報さえも含まれる恐れもある。表現の自由の観点から、行政の関与については反対する。 【一般社団法人 日本新聞協会】	御指摘を踏まえ、第3章第2節① 自主的スキームの尊重において、「特に、 <u>個別のコンテンツの内容判断に</u> <u>関わるものについては、表現の自由</u> <u>の確保などの観点から政府の介入は</u>

	<u>極めて慎重であるべきことから、プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することには、誹謗中傷の場合と比較してもより一層、極めて慎重な検討を要する。』と記載します。</u>
意見7－4 プラットフォーム事業者が偽情報を判断し削除することは困難である	考え方7－4
ただし、プラットフォーム事業者等による自主的な削除等に関して、利用者からの申告・削除要請に対し適切かつ可能な限り迅速な判断および対応が求められることに異論はないものの、偽情報などの違法・有害情報については、事業者において定義・基準を明確に定めることが困難であることから、削除要否の判断および対応が必ずしも容易ではない点に留意が必要である。	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
【LINE 株式会社】	
意見7－5 偽情報の判断、削除をプラットフォーム事業者の自主性のみに委ねるべきではない	考え方7－5
SNS 上での「誹謗中傷及び偽情報を含む違法・有害情報対策及び利用者情報の適切な取扱いの確保に関して・・・」とあるが、誹謗中傷及び偽情報であると誰が判断するかが問題である。現行憲法上において第21条に「表現の自由」や「検閲の禁止」の旨を謡っている以上、国家権力による判断を謡う法令については、明らかに違憲立法審査の対象になると考えられる。現状行われているようなプラットフォームサービス事業者による検閲行為が、アメリカ合衆国内において大変問題となっており、州によっては事業者による検閲を禁止する法令もできている。個人的にはプラットフォームサービス事業者は民間企業であり利益を追求していく行為は、資本主義社会上では批判できない行為である以上、プラットフォームサービス事業者が不利な情報を検閲し削除しても何ら問題のない行為であると考える。 現行憲法やSNSの現状を考慮した場合、プラットフォームサービス事業者に対して「誹謗中傷及び偽情報」について事業者の判断で検閲、削除を義務化していくことは極めて困難であると考える。	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
これについては、既存の新聞やテレビ等のマスメディアにおける表現の自由にも影響があり、個人の情報は検閲しても良いがマスメディアの情報は検閲してはならないとなると混乱を起こす可能性がある。 上記を踏まえると「誹謗中傷及び偽情報」の判断については、刑法等の各種法令に基づいて司法に委ねいくべきで、立法や行政側が踏み込めば民主主義の崩壊を招く恐れがあると考える。(再掲)	【個人】

「偽情報」と、十把ひとからげに表現しているが、誰が偽情報と判断するのでしょうか？自主的スキームの尊重といつても、各事業者が判断する限り、事業者の主觀が入ったり、スポンサー（医薬、医療業界等）への忖度は避けられません。

コロナ情報で言えば、マスメディアや主要プラットフォームでは「危険をあおるようなファクト（例：感染者〔本来はPCR陽性者数と表現すべき〕が激増している）」や「コロナワクチンは有効だから接種すべき（例：有効率が90-95%と言っている数字に嘘はないが、実際は1%の感染率が0.1%になるから0.9%のヒトに有効なだけ）」ばかり取り上げて、「コロナがさほど危険ではないというファクト（例：インフルエンザと比べた感染率、重傷者率、死亡率）」や「ワクチンの危険性（摂取者のうちの死亡率等）」はほとんど報道されていない状況にあります。

このようなマスメディア等で報道されていない情報をSNS等で発信すれば軒並み「偽情報」として削除されている状況が、異常であることは明らかです。

このようなことがないようにすべきですが、少なくとも、このような実態があることを、この中間とりまとめに記載すべきです。

【個人】

コロナやワクチンに関する、「情報」を「偽情報」として全て遮断することはやめてもらいたい。憲法により守られている言論の自由を著しく損なうものだと考えます。

「偽情報」と、十把ひとからげに表現していますが、いったい誰が偽情報と判断するのでしょうか？

自主的スキームの尊重といつても、各事業者が判断する限り、事業者の主觀が入ったり、スポンサー（医薬、医療業界等）への忖度は避けられません。

コロナ情報で言えば、政府関係者の情報ですら、統一がなく適当なことをバラバラと発言しております。

（例：感染者は、本来はPCR陽性者数と表現すべきだが、マスコミに指導もしない）

（例：コロナワクチンは有効だから接種すべき（例：有効率が90-95%と言っている数字に嘘はないが、実際は1%の感染率が0.1%になるから0.9%のヒトに有効なだけ））

（例：「ワクチンの危険性（接種者のうちの死亡率等）」はほとんど報道されていない状況）

このようなマスメディア等で報道されていない情報をSNS等で発信すれば軒並み「偽情報」として削除されている状況が、異常であることは明らかです。

このようなことがないようにすべきですが、少なくとも、このような実態があることを、この中間とりまとめに記載すべきです。

【個人】

第3章 今後の取組の方向性

2 偽情報への対応	
② 我が国における実態の把握	
意見 8-1 偽情報対策を検討するには、ニュースの生態系全体を俯瞰した対策検討が必要ではないか	考え方 8-1
<p>研究会でも既に指摘されているとおり、偽情報の拡散については、プラットフォームサービスのみならず、情報流通環境全体が大きく影響している。偽情報にかかる諸問題はプラットフォーム事業者のみで解決できるものではなく、生成・拡散・流通メカニズムに関して実態把握と分析を進めたうえで、インターネットにおけるニュースの生態系全体を俯瞰して問題の所在を正確に捉え、取り組みを進めるべきある。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。
意見 8-2 日本国内におけるディープフェイクの拡散状況や悪質度合いの把握や分析が必要ではないか	考え方 8-2
<p>ディープフェイク対策については、まずは日本におけるディープフェイク等の偽情報の拡散状況や悪質度合い等の実態把握や分析を進めたうえで、るべき対応方法について今後も検討を継続すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p>	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
第3章 今後の取組の方向性	
2 偽情報への対応	
③ 多様なステークホルダーによる協力関係の構築	
意見 9-1 偽情報の対応にあたってマルチステークホルダーでの対話枠組みにおいて議論することは妥当である	考え方 9-1
<p>中間とりまとめ案は、民間部門における関係者による自主的な取り組みを基本として対応を進めることとし、Disinformation 対策フォーラムなど多様なステークホルダーによる議論・検討を求めている。表現の自由の観点などから、行政の関与は可能な限り避けるべきであり、この方針は妥当だ。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本新聞協会】</p>	賛同の御意見として承ります。
第3章 今後の取組の方向性	
2 偽情報への対応	
④ プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウンタビリティの確保	
意見 10-1 プラットフォーム事業者における偽情報への取組に関する透明性向上が重要とする方向性への賛同	考え方 10-1
当協会はこれまで、インターネット上のフェイクニュース拡散や誹謗中傷という問題に対し、報道機関として情報発信者の責務を果たすことを表明するとともに、情報流通を担うプラットフォーム事業者が自らの責任	賛同の御意見として承ります。

<p>を自覚し課題解決に向けて主体的に取り組むよう求めてきた。一方で、過度な法的規制の導入は表現の自由を棄損しかねないことから、慎重な検討を求めてきた。</p> <p>今般示された中間とりまとめ案が、被害者救済などの課題解決と表現の自由とのバランスを意識し、プラットフォーム事業者に透明性やアカウンタビリティ（説明責任）のさらなる向上を求めたことは、これまでの議論を踏まえると妥当である。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本新聞協会】</p>	
<p>意見 10-2 プラットフォーム事業者による自主的な取組により、我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られない場合には、偽情報に関する透明性向上のための行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与を検討を行うことが必要とする方向性への賛同</p>	<p>考え方 10-2</p>
<p>なお、65 ページの「次回以降のモニタリングにおいて、偽情報に関する行動ターゲティング広告についての対応及び偽情報を掲載しているウェブサイトへの広告配信の問題に関して、事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要」との記述について、基本的に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見 10-3 偽情報の件数を把握することは困難ではないか</p> <p>誤情報の件数を測定することは、それを定義することが難しいがゆえに困難であることに留意する必要がある。一般的には、デマ、意見記事、風刺など、「偽ニュース」とみなされる内容は人によって様々であり、どのように定量化するかについてはコンセンサスが得られていない。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	<p>考え方 10-3</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 10-4 偽情報についてガイドラインの作成を通じた削除に関するノウハウの蓄積が透明性確保の観点から有用ではないか</p> <p>2) ガイドラインの設定をすることが望ましい。</p>	<p>考え方 10-4</p>
<p>当初は判断事例が少ないため苦労するが、法律家を入れた判断事例を増やしていく、ガイドラインとしていくことで、その判断は透明性を増し、より正確になる。このため、各 PF 事業者の自主的な判断に任せるべきではなく、業界のガイドラインのようなものを作り、ノウハウを蓄積し整備する体制が望ましい。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>第3章 今後の取組の方向性</p> <p>2 偽情報への対応</p>	

⑤ 利用者情報を活用した情報配信への対応	
意見11－1 偽情報の広告や偽情報を掲載するサイトへの広告配信の問題への対応には、発信者への対応と、官民連携や業界横断での情報共有が必要ではないか	考え方11－1
<p>以上1及び2で述べたとおり、偽情報の広告や偽情報を掲載するサイトへの広告配信の問題への対応に関しては、個々のプラットフォーム事業者の透明性やアカウントアビリティ確保等の取組や、プラットフォーム事業者への行政のモニタリングだけで解決する問題ではない。偽情報を発信する発信者への適切な対応が目的であることを第一に考え、官民連携や業界横断での情報共有やその情報を活用した具体的な対策など、実質的かつ有効な取組について検討を行うことが必要であると考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターラクティブ広告協会】</p>	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見11－2 ターゲティング技術のリスクに関するさらなる実態把握と必要な措置検討が必要	考え方11－2
<p>行動ターゲティングによる政治広告の問題を、偽情報の問題と関連付けて扱ったことは適切です。もっとも、この部分の記述は、「偽情報を助長しうるターゲティング技術の適用については、そのリスクを踏まえ、より注意深い対応と、それに伴う透明性・アカウントアビリティ確保が求められる」というものに留まっています。</p> <p>「ターゲティング技術」のもたらすリスク、中でも政治広告に使用される場合のリスクは、「偽情報を助長すること」に留まるものではありません。ケンブリッジ・アナリティカが、ターゲティング技術を用いて、2016年の大統領選やいわゆる「ブレクジット」に関する英國国民投票に影響を与えた可能性があることについては、広く指摘されており、EUではこのリスクに対応した法規制の検討もなされています。ターゲティング技術を偽情報や政治広告と組み合わせることによるリスクは、人々の心理状態に働きかけることによる社会の分断と投票行動への不当な影響であり、これは国民に対して看過できない深刻な害をもたらしうるものです。</p> <p>この問題についての本案の記述は、現在のリスクの状況に照らして不十分と言わざるを得ません。本検討会において、早期に、さらに踏み込んだ検討が行われることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
<p>海外のSNSプラットフォームが、テロ活動の計画や資金調達、要員の採用等で活用されてきたこと、そして、それが国境を越える形でも行われてきたことは周知の通りである。この問題はターゲティング技術の悪用による偽情報拡散対策とも密接に関連するため、今一度海外のSNSプラットフォーム事業者に対するより詳細な実態調査を行うとともに、適切な対応がとられていない場合や、透明性・アカウントアビリティを欠いている場合には、法的規制を含めた必要な措置がとられることを期待する。</p> <p>また、グローバルにコンテンツを流通させている海外のSNSプラットフォームについては、その利用者情報</p>	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

<p>の取扱いが適切かつ透明性のある形で行われているかについても、より詳細な実態調査を行うとともに、必要な措置がとられることを期待する。</p>	<p>【個人】</p>
<p>意見 11-3 アテンションエコノミーへの対策のためにコンテンツの価値が正当に評価され、正確で信頼ある情報が流通するような対策が必要ではないか</p>	<p>考え方 11-3</p>
<p>中間とりまとめ案では、アテンション・エコノミーが偽情報の生成を支えているとの言及もある。偽情報対策については、こうしたデジタル空間の特性を踏まえた検討が望ましい。報道機関は健全な民主主義社会の発展に寄与すべく、正確で信頼できる情報を発信する事業活動を行っているが、アテンション・エコノミーの下では、丹念な取材を基に書かれた事実よりも刺激的な偽情報が利益を生み、さらに偽情報の増加を招く実情がある。この弊害を防止するためには、情報の流通を担うプラットフォーム事業者の実効性ある取り組みが欠かせない。デジタル空間に健全な情報流通を創出するために、コンテンツの価値が正当に評価され、正確で信頼ある情報が流通するような対策を求める。情報の発信側の責務と情報の流通を担う側の責務がうまくかみ合ってこそ、偽情報対策が前進すると考える。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 11-4 広告内容の適法・適正性の確保は、広告主体者たる広告主自らの責任において実施されることが原則である</p>	<p>考え方 11-4</p>
<p>広告内容の適法・適正性の確保は、広告主体者たる広告主自らの責任において実施されることが、インターネット広告を含めテレビ広告や新聞広告、雑誌広告等すべての広告に共通する原則である。政治広告についても、日本においては公職選挙法により選挙運動にあたらない表現のみ可能であるが、広告の責任の所在は広告実施の主体である政党等の広告主にあるという原則に変わりはないことに留意が必要である。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>広告出稿内容に関する制限については、JIAA 広告倫理綱領や広告掲載基準ガイドラインを踏まえて、媒体社やプラットフォーム事業者等がそれぞれに基準を設けており、その基準に即して掲載可否判断を行っている。ただし、原則として、テレビや新聞、雑誌その他どのようなメディアに掲載される広告においても、広告内容の責任は広告主にあるものである。景品表示法等の広告諸法規においても第一義的に広告主に責任があるものとされており、業法による広告規制や広告主の業界において公正競争規約や広告自主基準が定められている。本来、広告活動の主体である広告主が自ら基準を持って広告内容を決定するものであり、その内容に責任を持つべきものである。</p>	<p>政黨等の政治活動に関するインターネット広告については、日本においては選挙運動の広告（投票や支持を呼びかける広告）は公職選挙法で禁止されており、選挙運動にあたらない表現のみが可能とされている。先述のとおり、政治広告は広告活動の主体である政黨等の責任において行われるものであり、政黨等が有料で出稿</p>

<p>するインターネット広告においても同様である。すなわち、広告出稿内容の決定やターゲット設定等は広告主側が行うものであり、プラットフォーム事業者にのみ透明性やアカウンタビリティ確保を要求することは、本来的な広告規制の在り方からすると妥当性を欠くものと考える。</p> <p>また、広告を出稿するにあたり、ターゲティング配信の機能を利用してどのようなターゲットに対して広告を届けるかを選択するのは広告主である。ターゲティングの自主規制は、プラットフォーム側がどのようなセグメントを利用可能とするかというルールだけではなく、本来は、広告主側において社会通念上どのようなターゲティングが許容されるかを考慮して実施されるべきものである。</p> <p>ただし、プラットフォーム事業者においては、利用者情報を利用したターゲティング配信において、自動的に個人が分類され広告の出し分けをされることで権利利益の侵害が生じることのないよう、自ら配慮したサービスの設計・改善をする必要があることは指摘のとおりである。プラットフォーム事業者では、差別や偏見等の不利益が生じないよう、個人的な政治的信条その他個人のプライバシーに配慮が必要な情報に基づくターゲティングを制限している。また、その制限項目を広告ポリシーとして公表したり、広告主等のサービス利用者に規約として提示したり、社内規定として技術的対応も含め運用したりしている。</p>	
<p>【一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会】</p> <p>意見 11-5 偽アカウントの禁止、ユーザ認証、コンテンツの審査など総合的アプローチが必要ではないか</p>	<p>考え方 11-5</p>
<p>指摘されている問題に対処するためには、コンテンツのモデレーション、偽アカウントの禁止、ユーザー認証、コンテンツの審査プロセスなど、総合的なアプローチで対応することが重要である。言わずもがなであるが、表現の自由は最大限に尊重されるべき価値であることも忘れてはならない。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>【Asia Internet Coalition】</p> <p>第3章 今後の取組の方向性 2 偽情報への対応 ⑥ ファクトチェックの推進</p> <p>意見 12-1 安易なファクトチェックは言論の自由に対して危険を及ぼすのではないか</p> <p>この中間報告では、2020年11月のアメリカ大統領選挙における偽情報などを事例に挙げて言論統制の仕組みの必要性を説明しています。しかし、マスメディアや巨大IT企業がトランプ陣営の主張を「偽情報」とするとレッテル貼りをして削除やアカウント停止などをしていましたが、この数か月間で明らかになってきたことによると、それらは偽情報ではなく真実であったことがどんどんとわかつてきました。（例：アリゾナ州マリコパ郡での投票の監査結果）</p> <p>ファクトチェック機関やマスメディアや司法機関や巨大IT企業も怪しい動きをしていたという事実情報も</p>	<p>考え方 12-1</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

どんどんと出てきています。(例：プロジェクトベリタスによる CNN のフェイクニュースの実態の暴露)
このような事を考えると、安易にファクトチェック機関のファクトチェックなるものを信用したり、偽情報とのレッテル貼りを信用して言論統制することは大変に危険であると思います。

【個人】

総務省による「プラットフォームサービスに関する研究会の中間報告」は、ファクトチェック機関が正しく事実認定をするという前提で、何が偽情報であるかをファクトチェック機関が決定し、その決定に基づいてインターネット上の言論および情報流通を規制する内容となっており、大変に危険である。

事実認定の事を「ファクトチェック」というカタカナ英語で表現して、概念をあいまい化させておいて、裁判での口頭弁論も裁判官による判決も無しで、ファクトチェック機関が事実認定をして、「偽情報」かどうかの結論を出すという仕組みを、導入しようとしている。例えば、ファクトチェック機関が外国勢力に支配されいたら、日本国に対する侵略を警告する重要な情報は、ファクトチェック機関によって「偽情報」と認定されてしまい、国民に及び日本の行政機関に対して侵略の動きの警告や防御の活動ができなくなってしまう。

【個人】

第3章 今後の取組の方向性

2 偽情報への対応

⑧ ICT リテラシー向上の推進

意見 13-1 政府による法規制の導入よりも利用者のエンパワーメントを促すべきではないか

日本政府は、新たな法律を作るのではなく、自主規制や利用者のエンパワーメントを促し、必要に応じて既存の法律を適用して有害な形態のコンテンツを阻止するようなメカニズムを検討すべきである。

【Asia Internet Coalition】

考え方 13-1

いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

第3章 今後の取組の方向性

2 偽情報への対応

⑨ 研究開発の推進

意見 14-1 偽情報対策にあたってはコンテンツの作成者や返信に関するメタデータの追加といった技術の活用が重要ではないか

アドビは 2019 年に、ニューヨーク・タイムズやツイッターなどと協力し、コンテンツの真正性および出所に関するオープンスタンダードの普及を目指す Content Authenticity Initiative (CAI; コンテンツ認証ニアシアチブ) を立ち上げました。現在では、250 社以上の大手メディア、テック企業、NGO、学者等がメンバーとなっています。CAI は、画像やビデオ等のデジタルコンテンツに、そのコンテンツの作成、編集、発行に関する帰属データをメタデータとして付属できる仕組みを構築することにより、マスメディアや SNS 上で発行

考え方 14-1

いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

<p>されるコンテンツの作成者、編集履歴等を簡単に、信頼できる形で確認できる手段の提供を目指しています。このソリューションを活用することで、利用者は自ら主体的にそのコンテンツの作成者や編集履歴を確認することができます。これは利用者側の情報リテラシー向上にも大きく貢献するものと考えております。また、利用者個人のみならず、ファクトチェック等の取組も後押しすることができます。</p> <p>このような、偽情報対策のために活用可能なソリューションとその提供者、そしてそれをスタンダード化しようとする取組の存在もご認識いただき、ステークホルダーの一員となりうることにぜひ取りまとめの中で言及いただきたいと存じます。最新のテクノロジーの活用と、国際的な取組との連携という観点も盛り込みつつ貴省には、そのコーディネーターとなっていただきたいと考えております。</p>	
<p>CAI が目指すデジタルコンテンツの帰属データの付属に関する標準規格の普及は、取りまとめに記載されている「信頼性の高い情報の流通を増やし、利用者が容易にそれらを参照できるような環境整備」を行なっていくということに直接寄与するものです。</p> <p>今年の秋に一部アドビ製品に機能導入される予定で、今後海外の従来メディアやプラットフォームサービスへの拡大が期待されています。多様な業界においてスタンダードとして採用され、帰属データの付属したコンテンツが推奨されることにより、コンテンツの制作者、発信者、利用者のすべてにとって信頼できるコンテンツの流通につながることが期待されます。</p> <p>なお、コンテンツ制作者は匿名を選択して履歴のみを帰属データとすることもできるソリューションとなっています。わが国では著作物に著作者名を付すかどうか、またどのように表示するかは著作権の一部として著作者に委ねられています。この著作権制度とも合致し、コンテンツ制作者の意思を尊重し、データプライバシーにも十分配慮した設計となっているため、多様な立場、考え方の制作者の利用が可能となります。</p> <p>以上のように、テクノロジーを活用した価値中立的な評価方法でコンテンツの来歴が可視化されることで、コンテンツを改変から守り、制作者の意思や権利を尊重、擁護することとなります。このような観点にたち、コンテンツの生成時点から、プラットフォームへの掲載、コンテンツの消費（利用者による取得や閲覧）、コンテンツの信頼性の事後的確認（ファクトチェック等の取組）にいたるまで、コンテンツの流通にかかる一連のエコシステム全体を視野に入れた信頼性確保の方策の検討に言及いただきたいと存じます。</p>	<p>【アドビ株式会社】</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>第3章 今後の取組の方向性</p> <p>2 偽情報への対応</p> <p>⑩ 国際的な対話の深化</p>	
<p>意見 15-1 偽情報の対応にあたって諸外国を含むマルチステークホルダーでの対話を深化させ</p>	
<p>考え方 15-1</p>	

<p>することが重要ではないか</p> <p>偽情報への対応にあたり、多様なステークホルダーとの対話の枠組みを設けることの重要性の認識を歓迎いたします。</p> <p style="text-align: right;">【アドビ株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>業界による自発的な取組に加えて、法的枠組みにおいても、オンライン上の偽情報に対応するための環境整備を行う動きが各国で加速しています。研究会にて検討されたとおり、EUのデジタルサービスアクト（DSA）の法律案において、違法コンテンツの流通に関して、オンライン・プラットフォームを含む事業者の責任を規定している他、米国においては、ディープフェイクの作成者に、コンテンツの改変実態に関する情報を開示するよう義務付ける法律の案（DEEP FAKE Accountability Act）が議会に提出されています。</p> <p>CAIは、各國における法的枠組みや議論の状況との調和を図りつつ、帰属データの国際的なスタンダード確立を目指しているため、この国際的な取組について、ぜひ情報提供させていただき、活用方法を議論させていただきたいと考えております。プラットフォームの利用状況や情報流通の速さと広さに鑑みれば、わが国も諸外国も一国のみで対処することはできません。諸外国との対話の深化や、すでに取組を始めている国際的な枠組みとの連携を進めるべきことを、取りまとめの中で強調していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【アドビ株式会社】</p>	
<p>意見 15-2 今後の方策を検討するにあたって、海外事例調査対象の拡大が必要ではないか</p>	<p>考え方 15-2</p>
<p>海外動向に関して、全体的に欧州の情報が多すぎるよう思います。欧州各国は法律で規制しようという考え方のようなので、欧州各国を参考にすると、どうしてもプラットフォーム事業者を規制する方向に議論が進みそうです。日本は、表現の自由や通信の自由を、米国と欧州の間ぐらいで規制していると思います。韓国やインドなどへ視野を広げて、日本らしい規制の方向性を見つけた方が良いと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>第3章第2節⑩に示したとおり、「引き続き、諸外国における検討状況を把握しつつ、我が国においても、偽情報に特有の問題や政策的対応について引き続き検討していくことが適当である。」と考えており、いただいた御意見については、今後、国際的な検討状況を把握する上で参考とさせていただきます。</p>
<p>その他</p>	
<p>意見 16-1 違法・有害情報サイト等への広告配信抑制と同様の取組みを誹謗中傷・偽情報についても検討することが有用ではないか</p>	<p>考え方 16-1</p>
<p>違法・有害情報サイト等への広告配信の抑制については、業界ガイドラインの取組に加えて、すでに官民連</p>	<p>違法・有害情報サイト等への広告</p>

入れ検討を進めるよう求める。	【一般社団法人日本新聞協会】	
意見 17-3 JavaScript の機能一般にも目を向けた検討が行われるべき	考え方 17-3	
<p>本案は、JavaScript の機能として、ウェブ閲覧履歴の収集に焦点を置いた検討を行っています。これは検討の経緯からして自然なことです。しかしながら、JavaScript の機能はウェブの閲覧履歴の収集のみではなく、たとえばファーストパーティのウェブサイトでの利用者の入力情報をサードパーティに送信することも可能です。このような JavaScript の機能の利用は、類型的に利用者のプライバシー侵害のおそれが高い行為であるとともに、それにより収集される利用者の情報は、通信関連プライバシーに該当しうるものです。そのため、今後は、JavaScript の機能一般にも目を向けた検討が行われることを期待します。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。JavaScript の機能についていただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
【一般社団法人 MyDataJapan】		
意見 17-4 日本版 ePrivacy 規則の立法を目指すなら、通信の秘密の再構成を含めて検討すべき	考え方 17-4	
<p>日本版 ePrivacy 立法を目指すならクッキーのつまみ食いではなく通信の秘密の再構成を含めて検討すべきである。</p> <p>理由 脚注 101 に「e プライバシー規則（案）を踏まえて制度化に関する検討を進めるべきではないか……等の指摘があった。」とされているが、日本版 ePrivacy 立法を目指すのであれば、cookie 関係の規定だけ真似るのではなく、e プライバシー規則（案）が Article 5 で「Electronic communications data shall be confidential. Any interference with electronic communications data, such as by listening, tapping, storing, monitoring, scanning or other kinds of interception, surveillance or processing of electronic communications data, by persons other than the end-users, shall be prohibited, except when permitted by this Regulation.」と「Confidentiality of electronic communications data」の規律を規定し、「electronic communications data」に対する「other kinds of interception」や「processing」まで含めた「any interference」を原則禁止とすることまで真似るべきである。</p> <p>日本法における通信の秘密が、昭和以前の時代から「知得・窃用・漏えい」を問題にしてきたことから、しばしば、「知得」の意義が人間による知得に限定的に捉えられたり、プライバシーの問題であるかのように矮小化して捉えられるなど、データ通信が当然となった今日の状況にそぐわない解釈が主張されて混乱が生じている。日本法も「通信の秘密」に機械的処理による「interference」（介入・干渉）が含まれることを明確にするなど、この際「通信の秘密」概念の再構成まで含めて検討するべきである。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、電気通信事業法第 4 条において、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない」と規定されており、電気通信役務の利用者の通信を保護し、もって利用者が安心して通信を利用できるようにすることとされています。通信の秘密を侵害する行為としては「知得」、「窃用」、「漏えい」の 3 類型があると考えられます。この「知得」は人間による取得だけではなく、電子的な機械的処理やネットワークを通じた取得も含まれます。</p>	
【個人】		
第1章 プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題		
意見 18-1 利用者情報の取得・利用はプラットフォーム事業者のみが行うものではないこと、及び取得する情報は広告利用やターゲティングのみを目的としているものではないことに留意すべき	考え方 18-1	
利用者の利便性と通信の秘密やプライバシー保護とのバランスを考慮し、利用者が安心してインターネット	御指摘のとおり、利用者情報をプ	

<p>を通じたサービスを利用できるよう、関係する事業者それぞれが利用者情報の適切な取扱いを確保することの重要性は指摘のとおりである。ただし、利用者情報の取得・利用はプラットフォーム事業者のみが行うものではないこと、また、取得する情報は広告利用やターゲティングのみを目的としているものではないことに留意が必要である。</p>	<p>ラットフォーム事業者とともに関係する幅広い事業者が取得し、広告利用やターゲティングとともにそれ以外の目的のためにも利用していると認識しております。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p> <p>プラットフォーム事業者や、媒体社や広告主等のサイト等運営者は、広告利用だけを目的として利用者情報を取得しているのではない。コンテンツやツール等の様々なサービスのためにも利用者情報を取得しており、複数の利用目的（広告利用も含まれる）で取得した利用者情報を一連のデータとして管理・利用している場合もあることに留意すべきである。</p>	
<p>【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p> <p>意見18－2 Cookie 等の利用はターゲティングのみを目的としているものではなく、またその代替技術を用いる背景には、特定の個人の識別を必要としない基本的なビジネス上の必要があることに留意すべき</p>	<p>考え方18－2</p>
<p>Cookie や広告 ID やデバイス情報の広告における利用はターゲティングのためだけでなく、フリークエンシーコントロール、広告主へのレポートинг、広告効果測定、アドフラウド対策、デバイスや通信環境に合わせた表示の最適化等のためにも利用している。ブラウザや OS で利用制限が行われつつある Cookie や広告 ID 等の代替技術を用いる背景には、これらの特定の個人の識別を必要としない基本的なビジネス上の必要があることに留意すべきである。なお、ターゲティングを含む広告配信においても、特定の個人の識別は必要としておらず、ブラウザや端末を識別して広告を出し分けているに過ぎない。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p> <p>意見18－3 広告に関する実態がわかりにくくなっている現状を踏まえ、実態を把握しつつそれにより生じている利用者の不安や不信感を払拭するための取組がなされるべき</p>	<p>考え方18－3</p>
<p>少なくとも JIAA 会員の媒体社やプラットフォーム事業者等は、ターゲティング広告での利用者情報の取扱いにおいて透明性確保とオプトアウト提供を原則とした業界自主ガイドラインを遵守している。ただし、多数の広告配信事業者が連携していることによって広告配信経路が複雑になっていることや、様々なソリューションの登場や広告配信以外での利用も含めて取扱いが多様化していることなどから、実態が分かりにくくなっている現状がある。そのような分かりにくさによって生じている利用者の不安や不信感を払拭するための取組が、最も必要とされることであると認識している。</p>	<p>JIAA による「行動ターゲティング広告ガイドライン」等に基づく取組みや啓発の推進は重要なものと考えられます。また、令和2年個人情報保護法改正により導入される個人関連情報が含まれる場合における取扱いについては、これを踏まえる必要があります。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p> <p>一方で、実態を十分に理解しないままに不安を煽る報道や言説も散見され、日本の法制度と海外の法規制とのギャップも相まって、利用者情報の取扱いに対して躊躇や萎縮も見られる。例えば、GDPR においては同意の在り方について、解釈の理由の詳細な説明とともに具体例を例示したガイドラインが公表されている。GDPR の対象事業者はそれを踏まえてサービス設計を行っているが、日本ではこれから改正個人情報保護法の個人関</p>	

連情報の取扱いにおける同意の在り方等を整理していく段階にある。また、GDPRに準拠するために海外で標準化の議論が進むフレームワークや新たなIDソリューションの在り方が、個人情報保護法による規律やJIAAガイドライン等の原則に照らして日本においても適切に機能し得るのかどうか、可能性の判断は現時点では定まっていない。そのような過渡期において、開発当事者以外のあいまいな情報や憶測をもとに検討を誤ることのないよう留意をお願いしたい。

【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】

第1章 プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題

2 現行制度と政策

(4)一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)

(5)デジタル広告市場

意見19－1 電気通信事業 GLではなく、個人情報保護委員会にて扱うべき

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の適用対象が広いため、業法を超えた事業者および公的機関にまたがるガイドラインとして、個人情報保護委員会にて取扱うべきだと考えます。

電気通信事業法における登録事業者以外の事業者は、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が自社の適用対象であると認識していない可能性が高いと考えており、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」にて適用対象を定義したとしても、実効性の面から課題があると考えます。また、対象となる事業者の範囲が、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」にて示された4つの開示項目が求められる事業者と、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の対象となる事業者とで定義が異なり、「電気通信事業参入マニュアル」には例の記載があるものの、特に国外の事業者にとっては、これら3文書の適用関係の理解が困難であると思われます。したがって、一部の事業者のみが「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を遵守しているといった、不公平感が生まれてしまうことが懸念されます。

【ソフトバンク株式会社】

考え方19－1

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(以下「電気通信事業 GL」という。)」は、第3条解説にあるように、「電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者」を対象としており、「同法第164条第1項各号に定める事業を営む者」についても本ガイドラインの対象とすることとされています。「デジタル広告市場の競争評価最終報告」においても、このような電気通信事業 GL の射程を踏まえた上で記載が行われており、対象となる事業者の範囲に相違はないものと考えられます。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上で参考とさせていただきます。

第1章 プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題

2 現行制度と政策

(5)デジタル広告市場

意見20－1 利用者情報、通信関連プライバシー、パーソナルデータの関係を明確にするとともに、各文書における個人情報等関係の用語と対象範囲を整理して示すべき

考え方20－1

プラットフォームサービスに関する研究会 中間とりまとめ（案）における「利用者情報」「通信関連プライバシー」と、内閣官房「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」における「パーソナルデータ」の関係を明確にし、個人情報保護法の「個人情報」「個人に関連する情報」との法定義も踏まえ、個人情報に関する用語とその対象範囲を、わかりやすく整理して示していただくことを要望します。具体的にはその関係性を明確化すると共に、ワーディング、一貫性を担保していただくことを要望します。

国内外の事業者にとって、パーソナルデータに関連する同じような規制が、複数の省庁に跨って定義されることは、相関関係の理解が困難であると思われます。利用者情報の保護においては、利用者の目線で統一感のある説明・ユーザ体験していくことが重要であり、そのためには事業者が明確かつ正しく理解することが必要であると考えます。したがって、関連する施策・文書との関係を踏まえ、全体として統一感のある文書になるよう見直しが図られていくことを要望します。

また、事業者が参照する行政文書の理解が容易になることは、事業者の予見可能性や透明性を高め、通信サービスの事業展開を後押しし、経済のデジタル化の加速につながります。利用者にとってわかりやすく、意思表示しやすい環境を整える事業者が増えることが、実効性のある利用者の保護につながるものと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

本中間とりまとめにおいて、「利用者情報」はP71の脚注35に、「通信関連プライバシー」はP105-106に示してあるとおりであり、個人情報保護法上の「個人情報」にも「個人関連情報」にも該当しないため同法の規制が適用されないものも含まれています。また、内閣官房の「デジタル広告市場の競争評価 中間報告」において、「パーソナル・データ」は、「個人情報保護法上の「個人情報」よりも広い概念であり、個人の位置情報や購買履歴といったそれ単体では特定の個人を識別することができない個人に関する情報も含むものとする。」とされています。「個人情報」及び「個人関連情報」との関係性を明確化し一貫性を担保する観点から、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

第1章 プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題

3 海外動向

(2) EU

② e プライバシー指令/e プライバシー規則案

意見21-1 e プライバシー規則案の状況について、正確に記載すべき

89頁「EU閣僚理事会でe プライバシー規則案について合意され、（途中略）正式な立法手続が開始されている」について、「2017年1月に欧州委員会がe プライバシー規則案を公表。同年欧州議会の委員会が議会修正案を可決したが、EU理事会での議論が難航。2021年2月によくやく加盟国間の合意に達し、欧州委員会、欧州議会、EU理事会による三者協議が開始され、正式合意に向けた交渉が始まったところである」に修正すべき。

（理由）EU理事会での最近の合意は、EU立法プロセスの一部に過ぎず、依然として議論のただ中にある現状を示すためには、欧州委員会及び欧州議会の動きに触れることが必要。

考え方21-1

欧州委員会及び欧州議会の動きに触れることが必要であるという御指摘を踏まえ、当該部分を「2017年1月に欧州委員会がe プライバシー規則案を公表し、同年欧州議会の委員会が議会修正案を可決した。その後EU閣僚理事会での議論が難航した

	<p>【一般社団法人新経済連盟】</p> <p>が、2021年2月にEU閣僚理事会でeプライバシー規則案について合意され、公表された。これを踏まえ、EU閣僚理事会及び欧州議会による協議等を通じて正式な立法手続きが開始されている。」と修正させていただきます。</p>
<p>参考8 海外動向関連参考資料 e プライバシー規則（案）全体については、該当箇所全体を削除するあるいは今後大きな内容の修正が想定されることを強調すべき。</p> <p>（理由）今までの経緯、欧州議会とEU理事会の立場の違いに鑑みれば、今後の欧州委員会、欧州議会、EU理事会による三者協議により内容は今後大きく変更されるものと考えられる。参考資料とはいって、EU理事会修正案のみを掲載することは読み手に誤った印象を与える可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>e プライバシー規則（案）については、御指摘のとおり現時点においてEU閣僚理事会案を踏まえ協議が行われているところで、今後修正が行われる可能性があります。一方、当該参考資料は2021年2月に公表された「EU閣僚理事会（案）」の内容としては正しいものであるため、資料自体は原案のままとした上で、タイトルについて、P149「e プライバシー規則の動向（閣僚理事会（案））」とさせていただきます。</p>
<p>第1章 プラットフォームサービスに係る利用者情報を巡る現状と課題</p> <p>3 海外動向</p> <p>(3) ISO/IEC</p>	
<p>意見22-1 ISO/IEC29184の活用を推奨すべき</p> <p>「消費者向けオンラインサービスにおける通知と同意・選択」については、現在国際規格であるISO/IEC29184のJIS化作業が進められており、事業者による同規格の活用についても推奨、推進してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>考え方22-1</p> <p>当該文書について、今後JIS化が完了した場合には、その内容を踏まえ、活用の推奨・推進等を行うことも含めて検討して参ります。</p>
<p>第2章 プラットフォーム事業者等による利用者情報の取扱いのモニタリング結果</p> <p>意見23-1 モニタリングにあたっては、各事業者の実態を把握した上で個別に判断すべき</p> <p>モニタリング結果にも表れているとおり、各プラットフォーム事業者におけるデータの取扱いは各々異なり、外部からは同じようなサービスに見えて、内部での取扱いが異なることに留意が必要である。プラットフォームサービスが取得・保有するデータの種類や特性、広告サービスにおけるデータの取扱いの仕様等は、事業者によって様々である。プラットフォームサービスとして一括りに捉えるのではなく、個々の実態を把握</p>	
<p>考え方23-1</p> <p>本中間とりまとめにおいても、個別のプラットフォーム事業者の事業領域を踏まえた上でモニタリングを行っております。いただいた御意見</p>	

したうえで個別に判断することが必要である。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】	については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
第2章 プラットフォーム事業者等による利用者情報の取扱いのモニタリング結果	
2 モニタリングの結果	
(7) PIA・アウトカムについて	
<p>意見 24-1 PIAは、本来の主旨を踏まえた上での推奨がされるべき PIAについては、国際規格である ISO/IEC29134 を JIS 化した JISX9251 が発行され、これに基づく事業者の自主的な取り組みも見られるようになった。PIA はシステム等の開発前に実施するアセスメントであるが、本人の権利利益の侵害に当たるリスクを洗い出し、(1)組織の判断で自由にリスク受容をしない、(2)組織の判断で自由に対策の水準を決定できない、(3)残留リスクをモニタリングやレビューをして必要に応じて追加的な対応をしなくてはならないところが重要であり、このような本来の主旨を踏まえた PIA の推奨をお願いしたい。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	
第3章 今後の取組の方向性	
意見 25-1 今後の施策検討にあたっては、最新動向や実態を把握した上で進められるべき JIAAでは、プラットフォーム事業者等の広告サービスにおける利用者情報の適法・適正な取扱いについて、改正個人情報保護法の個人関連情報に関する新たな規律への対応やグローバルでの動向も踏まえ、更なる検討を進めているところである。広告ビジネスを取り巻く技術動向も日々変化している。今後の施策の取りまとめにあたっては、ヒアリング等により最新動向や実態を十分に把握したうえで検討を進めていただきたい。	考え方 25-1 最新動向や実態を十分踏まえた上で検討を進めていくことは重要であり、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見 25-2 広告のクッキー・タグについては、個人情報保護法との関係も踏まえ、誰がいつどのように開示するかを明確にすべき 「中間とりまとめ(案)では、開示義務を課す意向を示しています。改正 APPI では、「個人関連情報」についても開示義務を課すことを予定しているが、つい最近パブリックコメントが行われたばかりです。APPI と総務省のプライバシー ガイドラインの対象範囲について、慎重な議論が必要です。 技術的および詳細な情報が多すぎると機能せず、利用者が理解するのが困難になります。 広告のクッキー・タグに関連して、誰が、いつ、どのように開示するかを明確にする必要があります。 (a) 誰が - なぜプラットフォームやアドテク企業だけが対象となるのか？広告主やパブリッシャーはどうなるのでしょうか？ (b) どのように - 利用者がアクセスできる、必要な情報を掲載したサポートサイトがあれば十分なのか？広告のインプレッションごとにリンクを貼る必要があるのか？それは無理があると思います。	考え方 25-2 御指摘のとおり、利用者が理解しやすい形で、同意や通知公表等が行われることは重要であり、階層型アプローチなどの工夫も有用であると考えられます。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

<p>個人情報保護法がウェブサイトの所有者に第一者クッキーの同意取得を求めていないことから、同意要件はこの分野では機能しない可能性があります。</p> <p>技術的慣行の透明性が求められる場合は、データ収集のすべての側面を利用者に開示することを求めるのではなく、利用者が興味を持てば、データ収集および使用の特定の側面について詳細を知る機会が与えられるような、階層型アプローチをサポートすることを推奨します。データ収集のすべての側面を利用者に開示することは、圧倒的な量であり、情報を取り入れるのに時間がかかったり、理解するのが難しい場合があります。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	
<h3>第3章 今後の取組の方向性</h3> <h4>1 利用者情報の適切な取り扱いの確保に向けた論点</h4> <h5>① 利用者情報を取巻くグローバルな情勢の変化</h5>	
<p>意見 26-1 利用者保護の観点に基づき利用者情報の適切な取り扱いの確保に向けた取組みを検討すべき</p> <p>利用者情報等を活用したサービス提供やイノベーション促進を規制するのではなく、利用者保護の観点に基づき利用者情報の適切な取り扱いの確保に向けた取組み（情報取扱いに係る通知・公表や同意取得、プライバシーポリシーやダッシュボード等の整備 等）を検討するとの方向性に賛同します。</p>	<p>考え方 26-1</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見 27-1 同意疲れ等に配慮しながら、事業者が自主的に裁量をもって同意取得を行うべき</p> <p>中間とりまとめ（案）に示された通知・同意取得にあたり利用者の理解や安心に資すると思われる工夫・取組については、効果が期待できる例として異論はなく参考に値すると考えられるところ、実際の同意取得に際しては利用者の同意疲れ等に配慮しながら事業者自らが自主的に、かつ裁量をもって同意取得に当たるものとすべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【LINE 株式会社】</p> <p>利用者に分かりやすく通知・公表や同意取得を行うとともに、利用者が理解した上で有効な選択を行える環境を整えることは望ましいと言える。</p> <p>一方で、詳細すぎる通知や本人同意取得を行うといわゆる「同意疲れ」を引き起こすことが懸念される。したがって、情報過多な状態や同意疲れを避けることも考慮した適切な通知及び同意取得について慎重な検討が必要と考えられる。同意取得の具体的な例示（利用者の負担とならない同意の粒度の例示）はあっても良いが、原則として事業者の裁量にゆだねるべきであると考える。</p>	<p>考え方 27-1</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】		
意見 27-2 欧米のように、日本においても事業者にとっての予見可能性が確保されるべき	考え方 27-2	
P102、「欧米において共通的な認識が形成されている」こと自体は正しいが、欧米では事業者の行為規範に関する具体的な解釈が示されているため、事業者にとっての予測可能性が確保されている。たとえば、GDPRにおいては同意のあり方について、解釈の理由の詳細な説明とともに具体例を例示したガイドラインが公表されている。これに対して、日本では、そのような予測可能性が確保されていない。欧米の規制を参考にするのならば、同様に予測可能性を日本においても確保すべきである。 【個人】	ガイドライン等において一定の考え方方が示されることは予見可能性の向上の観点から有用と考えています。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	
第3章 今後の取組の方向性		
2 今後の対応の方向性		
(1)電気通信事業法・個人情報保護法等を踏まえた対応		
意見 28-1 電気通信事業法において、「通信関連プライバシー」を電気通信事業者に限らず利用者端末情報等を扱う全ての事業者が保護する義務を負うべき 電気通信事業法にて「通信関連プライバシー」を電気通信事業者に限らず利用者端末情報等を扱う全ての事業者が保護する義務を負う考え方を賛同します。	考え方 28-1 賛同の御意見として承ります。	
通信関連プライバシーとして分類される利用者端末情報等の定義付け、電気通信事業法の適用対象となる事業者の明確化および実効性を確保いただくことを要望します。 なお、利用者端末情報等の取扱いにおける規律適用は、全ての事業者に対して同一の規律を適用するものとし、電気通信事業者とその他事業者で非対称性がないことを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】	賛同の御意見として承ります。 また、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	
電気通信事業者や電気通信事業者の設備のみに着目するのではなく、電気通信サービスの利用者の権利に着目し、通信の秘密に加えて電気通信サービスの利用者のプライバシー保護を電気通信事業法の目的として考えていく必要があるという考え方を賛同します。さらに、これらを保護する義務を負う者は利用者端末情報等を取り扱う者の全てとする考え方を賛同します。一方、義務化される場合は、実効性を確保するために、「通信関連プライバシー」の定義（範囲）および、義務を負う対象者の明確化などの法整備が必要と考えます。 理由として、保護する義務を課す場合は、電気通信事業法の法的根拠が必要であると考えるためです。また、全てのプライバシー保護を対象とする場合、（登録が必要な）電気通信事業者以外に対する法的拘束なく、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインのみの周知では実効性がないと思われます。したがって、利用者の権利保護が目的ならば、利用者のプライバシー保護に関わる全ての事業者が等しく守れるようしなくみにすべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
意見 28-2 利用者端末情報とそれに紐付く情報の保護について、通信関連プライバシーとして	考え方 28-2	

<p>把握することについて、賛成</p> <p>「通信サービスの利用に関わる利用者端末情報とそれに紐付く情報の保護については、「通信関連プライバシー」として保護されるべき利用者の権利として、把握されるべきであると考えられる」：大枠として賛成である。ただし、総務省単独で達成することが難しい側面を有すると思われるため、制度設計にあたっては、個人情報保護委員会と綿密に連携されたい。</p> <p>また、いわゆる用供事業者を対象とするのであれば、どういった事業者が用供事業者にあたるか、どういった事業者なら用供事業者ですらないのかを、詳細な具体例として示されたい。</p> <p>この点については「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」において既にある程度充実した記載がなされていると考えているが、逆に言うと、総務省ウェブサイトの「MVNO支援コーナー」（なぜここに置かれているのかもよくわからないが）に置かれているこのマニュアルぐらいしか参照できるものがなく、周知が不足していると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、用供事業者とは、電気通信事業法第 164 条第 1 項三号に定める事業を営む者を想定していると考えますが、その具体例等については、御指摘のとおり「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」に記載のとおりです。</p> <p>周知についていただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>今後の対応として、(A) クッキー等とそれに紐付く情報の保護については、利用者のプライバシーに関する権利である「通信関連プライバシー」として把握すべきであるとした点、(B) 電気通信事業法の考え方については、電気通信事業者や電気通信事業者の設備のみに着目するのではなく、利用者の権利に着目すべきであり、通信の秘密に加えて利用者のプライバシー保護を同法の目的として考えていく必要があるとした点、(C) 通信関連プライバシーは、電気通信事業者に限らずそれを取り扱う者の全てが、保護すべき義務を負うこととすべきであるとした点は、いずれも適切であり、電気通信事業法に関する現代的な課題を正面からとらえたものとして高く評価されます。</p> <p>改正後の同法によって保護される通信関連プライバシーについては、長期的には、上記 (C) のとおり、それを取り扱うすべての事業者が規制対象となるべきですが、まずは、電気通信事業者、特に登録・届出が不要な電気通信事業者であって、大量かつ多様な利用者の情報を保有する OTT 事業者に対する適正な監督と法執行が行われることを強く期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>「端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な規律の在り方については、e プライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、今後検討が必要」としているが、賛同する。</p> <p>とりわけ未成年者の端末情報の適切な取扱いについても、今後本プラットフォームサービスに関する研究会の場で検討が行われることを期待する。</p> <p>例えば、EU では、「Regulation on a temporary derogation from certain provisions of Directive 2002/58/EC as regards the use of technologies by providers of number-independent interpersonal communications services for the processing of personal and other data for the purpose of combating online child sexual abuse」という規則が 2021 年 7 月 14 日に成立、同 8 月 2 日から施行されている（適用開始は 2024 年</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>8月3日までに行われる（第10条）。これは、オンラインの児童性的搾取の問題に対処するために、対象事業者が一時的かつ限定的にeプライバシー指令（第5条1項および第6条1項）から逸脱することを認めるものである。すなわち、プライバシーと児童性的搾取対策との適切なバランスをとることを試みるものであり、日本においても検討に値すると考える。</p> <p>もっとも、日本で検討するに際しては、まず前提として未成年者のプライバシーをより手厚く保護していくことから始めるべきであり、その上で、児童性的搾取といった問題に対処するために、どの程度の例外を認めていくかという議論を行うべきであると考える（eプライバシー規則（案）と特別法・一般法の関係にある一般データ保護規則（GDPR）では、児童の特別な保護が明記されている）。</p> <p>そしてそのためにも、まずはOS事業者、通信事業者、プラットフォーム事業者、アプリ事業者等による未成年者のプライバシーの取扱い状況に関する実態調査を行い、適切な保護が図られているかを確認するとともに、そうではない場合、あるいは透明性やアカウントビリティが果たされない場合には、規制強化を含む適切な対応がとられることを期待する。</p>	
<p>【個人】</p> <p>「また、ターゲティング広告やプロファイリングを使った利用者への影響について後から検証できる環境を整え、透明性を確保していく観点から、利用者情報の利用の状況についての公表や保存についての仕組みについて考えていく必要があると考えられる」との記述がありますが、これについては、利用者の属性（高齢者、未成年者、障がい者及び認知障がいが認められる者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等）を踏まえた検討が行われることを期待します。</p> <p>特に、一般的に知識量や判断力が成人よりも未熟である一方、プロファイリングを含むデジタルテクノロジーに対する抵抗感が低い未成年者に対しては、より積極的かつ手厚い保護が行われるべきですし、国際的な潮流を踏まえても重要な論点であると考えます。プロファイリングと未成年者の保護との関係を今後どのように考えていくべきか、必要な検討が行われることを期待します。</p>	<p>【個人】</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見28-3 電気通信事業法の射程範囲や制度化の必要性については、慎重であるべき</p> <p>電気通信事業者の設備のみに着目するのではなくという記述があるが、逆に電気通信事業法の射程範囲が極めて広範になる可能性があり、不要な規制を生み出し経済活動に不要な負担や過度な負担を課す可能性もあるので慎重であるべき。</p>	<p>考え方28-3</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>具体的な制度化の内容が必ずしも明確ではないが、経済界等から実務面でのヒアリングや意見照会を行い、制度化の必要性自体から慎重に検討を進めていくべき。</p>	<p>【一般社団法人新経済連盟】</p>
<p>意見28-4 「通信プライバシー」という概念を電気通信事業法や電気通信事業GLに導入するこ</p>	<p>考え方28-4</p>

<p>とには問題があるのではないか</p> <p>「通信関連プライバシー」という概念を電気通信事業法、電気通信事業 GL に導入することには問題がある。その理由は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電気通信事業法上、届出又は登録をする義務を負わず電気通信事業を営む者に対して、通信の秘密を保護する義務は課されている（電気通信事業法 164 条 3 項）。だが、通信の秘密に当たらない位置情報を含め、「通信関連プライバシー」情報を保護する義務について電気通信事業法には規定がない。「通信関連プライバシー」の保護を電気通信事業 GL の改正のみによって実現することは、電気通信事業法の範囲を超える法律による留保の原則に違反するおそれがある。 ➤ 電気通信事業法は、「電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする」ものであって（同法第 1 条）、プライバシー保護は目的ではない。 ➤ プライバシー保護は一般法理であるにもかかわらず、電気通信事業法の目的に「通信関連プライバシー」を加えることは、電気通信事業者のみに過度な負担を強いるものであり、合理性がない。 ➤ 「通信関連プライバシー」の保護を法の目的に加えるためには、少なくとも、個人情報保護及びプライバシー保護に関する法規範（個人情報保護法、民法を通じてプライバシーを保護する判例を含む）との整合性の検討が必要であり、かかる検討なしに為されてよいものではない。 ➤ また、「利用者端末情報等を取り扱う者の全て」に義務を課すことが電気通信事業法上可能なのかどうか疑問である（電気通信事業者以外に「通信関連プライバシー」の保護を求めるとは、電気通信事業法の範囲を超える、法律による留保の原則に違反するおそれがある）。結局のところ電気通信事業者のみに過度な負担を強いるものになることが懸念される。 ➤ 利用者端末情報などが個人情報そのものには該当しないとしても、2020 年の個人情報保護法改正において、既に個人関連情報の第三者提供に関する規制が追加されており（第 26 条の 2）、これ以上の規制強化は不要である。また、規制強化を行うか否かは個人情報保護法に関する議論の中で行われるべきである。 ➤ また、個人関連情報については、2020 年改正個人情報保護法に関する下位法令・ガイドライン等でもパブリックコメントの募集に対して非常に多数の意見が出されており、導入後もビジネス界における混乱が予想される。そのような中、さらに利用者情報について「通信関連プライバシー」として別の規制を重ねることは、さらに混乱を助長することになりかねず、ひいては利用者の保護に支障をきたすことが懸念される。 ➤ 仮に制度化を行うとするならば、適切な規制のためには、「通信の秘密」「個人情報」「プライバシー」「通信関連プライバシー」のそれぞれの対象範囲を明確化し、その関係を整理することが必須である。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>電気通信事業法及び電気通信事業 GL においては、電気通信事業者等に関する必要とされる規律が検討されるということになります。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 28－5 保護されるべき利用者端末情報については、一義的には個人情報保護法で対応した上で、電気通信事業分野独自の内容について電気通信事業法で対応すべき</p>	<p>考え方 28－5</p>

<p>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下、「個人情報保護法」という。）の目的に鑑み、保護されるべき利用者端末情報について、一義的には、個人情報保護法で対応し、その上で、電気通信事業分野独自の内容があれば、それについては、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）で対応すべきと考えます。</p>	<p>個人情報保護法に係る部分は個人情報保護委員会において規律されることとなります。電気通信事業法で規律される部分との関係に係るいただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>【KDDI 株式会社】 「通信関連プライバシー」を制度化する場合には、利用者情報に係るプライバシー保護について、個人情報保護法で規律した上で、電気通信サービスに関わる独自の内容を規定すべきと考えます。 その際、「通信関連プライバシー」の定義や範囲、規律内容については、対象となる情報の取扱いの実態に合わせ、慎重に検討すべきと考えます。</p>	
<p>意見 28-6 電気通信事業法の目的をプライバシー保護とすることは、個人情報保護行政との二重行政の点からも慎重であるべきではないか。プライバシー保護は、個人情報保護法に基づき個人情報保護委員会によって執行されるべき</p>	<p>考え方 28-6</p>
<p>個人情報保護法とは別に、電気通信事業法の観点から、プライバシー保護を法目的とすることには、二重行政の点からも慎重であるべき。また、令和 3 年改正で官民での個人情報保護行政の一元化の方向性が示されているが、このような流れと今回の件をどのように考えるのかといった点からも慎重に検討すべき。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>個人情報保護法に係る部分は個人情報保護委員会において規律されることとなり、二重行政との御指摘には当たらないと考えます。電気通信事業法で規律される部分との関係に係るいただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>電気通信サービスの利用者のプライバシー保護は、個人情報保護法が目的とするところである。同法第 1 条は、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み」、個人情報取扱事業者が個人情報保護のために果たすべき責任と義務について、明確にしている。</p> <p>したがって、プラットフォームサービス研究会が想定している通信に対しては、個人情報保護法が適用されるべきであるというのが同法の立法者の意図であることは明らかである。この意図は、今般個人情報保護法がユーザー端末情報（端末識別子）を含むように改正されたことでさらに明確になっているといえる。</p> <p>このように、電気通信サービスの利用者のプライバシーと権利に関しては、すでに強固な法律が制定され、個人情報保護委員会によって執行されることとなっている。電気通信サービス利用者のプライバシーと権利の保護に関して懸念がある場合は、個人情報保護法においてどのように対処すべきか、業界や利害関係者が個人情報保護委員会と協議することが望まれる。</p> <p>総務省のプライバシーガイドライン（GL）や電気通信事業法（TBA）は、通信サービス事業者の通信事業のみを対象としています。しかし、今回の中間とりまとめ（案）では、通信事業者以外のサービス提供者（プラットフォーマー、インターネットサービス提供者、広告配信サービス提供者、アプリ開発者）や通信事業者以外の</p>	<p>個人情報保護法に係る部分は個人情報保護委員会において規律され執行されることとなります。電気通信事業法で規律される部分との関係に係るいただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、電気通信事業法は電気通信事業に対して適用されるものであって、これを営む者までが対象となると想定されます。</p>

事業者のプライバシーを広くカバーし、これは電気通信事業法の範囲と目的から外れています。総務省は、他の個人情報保護法、特に個人情報の保護に関する法律（APPI）とのバランスを考慮して慎重に議論すべきです。APPI の最近の更新は、現在、広告業界（特に、広告主、パブリッシャー、サービスプロバイダー）で大きく議論され、疑問視されています。

GL の適用範囲の拡大は、個人だけでなく業界にも混乱を招きます。

総務省の計画は、EU の ePrivacy など、他地域の動向に一部依存しているが、ePrivacy は批判されており、実施前に修正される可能性があります。

したがって、総務省は、このような GL の適用範囲の抜本的な拡大を再考すべきであり、そうでない場合、各分野での拡大の根拠を明確にすべきあります。

「通信関連プライバシー」という概念は非常に曖昧な中で定義されており、このように概念を導入することは、一般市民のプライバシーを規定する個人情報保護法のコンプライアンスを行う上で衝突を引き起こす可能性がある。また、電気通信事業法の目的として「通信関連プライバシー」の保護を追加することは、同法の規制を受ける通信事業者のみに過大な負担を強いることになり、適切ではない。

また、「通信関連プライバシー」は、世界的に見ても大変にユニークな概念であるので、意図しない混乱を招くことになりかねない。

仮に、ユーザーの端末情報が個人情報保護上の個人情報に該当しないとしても、すでに 2020 年に同法が改正され、個人関連情報の第三者への提供に関する規制が追加されている。

したがって、既存の個人情報保護法により保護される範囲（新しい第 26 条の 2 を含む）を超える規制の対象は、「個人データ」でも「個人関連情報」でもない「ユーザー端末情報」を規制することになる。誰も特定できない情報に新たな規制を加えることで、どのような付加価値があるのかは不明である。したがって、これ以上の規制は不要であり、余計なものではないか。

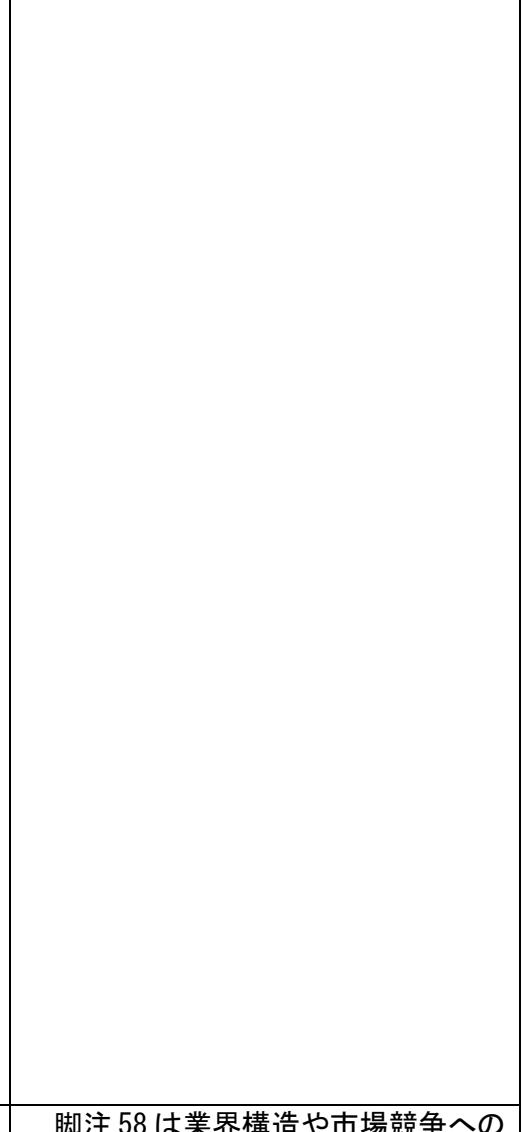
利用者端末情報及びこれに関連する情報に係る議論は、通信事業者や電気通信事業者だけでなく、利用者端末情報を収集・処理するアプリ開発者や広告主にも大きな影響を与えることになる。もし、そのようなデータがデバイスの所有者の身元を特定するということが懸念されているのであれば、これは既に個人情報保護法の改正で規制されているはずである。端末情報とそれに関連する情報が個人情報保護法における「個人情報」に該当しないのであれば、この点についての検討が対処しようとしている弊害が何であるか不明である。

一方で、総務省が電気通信事業法の適用範囲を通信事業者以外にも拡大しようとしているのであれば、それは同法の範囲外であり、総務省の管轄ではないのではないか。

【Asia Internet Coalition】

脚注 58 について、プラットフォームサービス研究会は、プライバシーの保護と電気通信サービスの利用者の権利に関する懸念を指摘している。前述のとおり、個人情報保護法は強固な保護と権利を規定しており、それらは個人情報保護委員会によって執行されている。

GDPR のようなプライバシー保護に対するリスク・ベース及びプリンシバル・ベースのアプローチにおいては、一般的に、個人情報ではないデータ（「非個人データ」）、すなわち生存する個人に関するものではない情



脚注 58 は業界構造や市場競争への影響についての留意点等について主に記載した位置づけのものとなります。

<p>報（個人情報保護法第2条第1項）は、利用者のプライバシーと権利にリスクをもたらさないと考えられている。したがって、GDPRでは、このようなデータは、個人情報と同じ要件及び義務の対象とはなることはない。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	
<p>個人情報保護法、内閣府令、規則、ガイドラインは、プラットフォームサービス研究会が考えているような規制をすでに形成しているといえる。例えば、個人情報保護法第18条では、個人情報取扱事業者に利用目的を明示する義務を課し、ターゲティング広告やプロファイリングなど、個人情報の利用目的について高い透明性を確保している。また、同法第19条では、個人データの正確性を確保する義務が課されており、政令では、個人データを利用者に開示する義務がしっかりと規定されているため、ターゲティング広告やプロファイリングを含む個人データの処理に関する透明性がさらに確保され、人々が自分のデータの正確性を確認できるようになっている。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	<p>個人情報保護法に係る部分は個人情報保護委員会において規律され執行されることとなります。</p>
<p>意見28－7 通信関連プライバシーの制度化にあたっては、立法主旨、ガバナンスと説明責任が果たされるべき</p>	<p>考え方28－7</p>
<p>「通信関連プライバシー」という概念または権利化を提案するのであれば、立法主旨及び法制度のガバナンスと説明責任を十分に果たすことを求める。</p> <p>具体的には、個人情報、プライバシー、通信の秘密との整合性等の法制度のガバナンス確保や「通信関連プライバシー」に関する利用者の根源的なリスク及び保護されるべき根源的な権利を明らかにして、事業者の自主的な取り組みの評価や社会活動で有益で正当な情報通信サービスを阻害しないバランスのとれた法制度を目指すべきである。</p>	<p>いただいた、事業者の自主的な取り組みを評価するとともに正当な情報通信サービスを阻害しないバランスのとれた法制度を目指すべきであるという御意見を踏まえつつ、今後検討を進めさせていただきます。</p>
<p>今回の取り組みの方向性は、海外の先行した取り組みのすべてを網羅するような意欲的な取り組みであると理解するが、結論ありきで、方向性が示されているように感じられる。</p> <p>具体的には、主にダイレクトマーケティングを対象としたePrivacy規則から識別可能なパーソナルデータを対象としたGDPRまで、広く対象とした上で、プラットフォーム事業者だけでなく中小のインターネットサービス事業者まで対象とされており、あまりにも対象となる範囲が広いわりには、それぞれの論点が十分に議論されているとはいえない状況ではないだろうか。</p>	
<p>また、個別の論点としてePrivacy規則における正当な業務を対象外とするため、「電子通信サービスを使用してダイレクトマーケティング通信」を限定的に対象としている点、「電子通信の許可された処理」の条項等への検討。GDPRにおける正当な利益をはじめとした合法要件の適用に関する検討。巨大プラットフォーム事業者における、規制を起因とするデータ分析や広告等の独占への懸念等への検討も必要である。</p>	
<p>我が国では、新たな問題に対応するため個人情報・プライバシーに関する法制度の細分化と複雑化が進展している。このような状況が進展していくと、法令遵守を目指している事業者でも、法令の要件を十分に理解することができず、法令を遵守することが困難となるという不幸な状況になる可能性があることに懸念を表明する。</p>	
<p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	

意見28-8 ePrivacy 規則案は未成立であり、ありきで議論すべきではないのではないか	考え方28-8
<p>プラットフォームサービス研究会で検討されている議論について協議する機会を歓迎するが、EUにおいて提案されているe Privacy規則案についてはまだ交渉が継続されており、同規則案は最終的なものではなく、まだ制定されていない（施行までには修正されるかもしれない）ことに留意する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p> <p>e-Privacy 規則案はまだ成立しておらず、また批判も多いところであり、これを議論の出発点とするのは不適切である。e-Privacy 規則案が出ているから日本も遅れるべきではない、といった拙速な対応ではなく、むしろe-Privacy 規則が固まったところでこれによる影響を見定めてから議論することも検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヨーロッパにおいて電気通信事業に関する規制体系はどうなっているかという基礎的な検討を行わずに、e-Privacy 規則案を電気通信事業法に取り入れることに合理性がない。 cookie や位置情報については、電気通信事業法の適用対象外である事業者も多く取り扱っているため、電気通信事業法の中で制度化を行うと、電気通信事業者にのみ過度な負担を強いることとなり妥当ではない。 脚注99において「グローバルな状況を見ると、既に同意取得義務やオプトアウト義務がかけられて」いるとされている。具体的にいずれの海外法制のことを指しているのか不明であるが、中間とりまとめに記載された海外法制であれば、それらはいずれも個人情報保護に関わるものであり、電気通信事業に対する規制ではない。 脚注100において、「トップに対する規制を引き上げていく必要がある」とされているが、その根拠が示されていない。「トップ」の具体的な意味・範囲は明確ではないが、大手プラットフォーム事業者を意味するならば、大手プラットフォーム事業者への規制強化を目的とする根拠が明らかではない。プラットフォーム事業者とともに並記されている「アプリケーション提供事業者、ウェブサイト運営者、広告事業者等関係する主体」についても同様である。 <p>電気通信事業法は電気通信設備の規模（第一種・第二種）や電気通信役務の重要性・代替可能性（基礎的・指定・特定）に応じて規制のレベルを分ける枠組みを用いており、こうした既存の枠組みをどのように変更するのか、なぜかかる変更が電気通信事業法として合理的なのか、説明が必要である。</p> 脚注100において、「日本の制度が遅れると・・」とあるが、中間とりまとめで取り上げられている事業者は国際的に業務を展開しており、そもそも日本/海外の事業者という分類はあてはまらない。 脚注101において、「『通信関連プライバシー』は、電気通信事業分野で特に求められるもの」とあるが、その法的根拠を明らかにされたい。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>e プライバシー規則（案）については、御指摘のとおり現時点において EU 閣僚理事会案を踏まえ協議が行われているところで、今後修正が行われる可能性はあります。なお、現在も e プライバシー指令を踏まえた規制が行われています。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>EUのe プライバシーについては、今後三者協議において、欧州委員会案、欧州議会の委員会の修正案、EU理事会修正案をベースに交渉が進められるものと考えられるが、それぞれの立場の隔たりが大きく容易に妥協点が見いだされるとはかんがえにくく、e プライバシー規則案の議論を参考とあるが、特定の案を参考にするということ自体に慎重であるべき。またEU以外での議論にも配意すべき。</p>	
<p>意見 28-9 通信サービス提供者に対して、利用者情報の保存や公表義務を課すべきではないのではないか</p>	<p>考え方 28-9</p>
<p>「保存についての仕組み」の定義が不明確なので、総務省におかれてはその範囲を詳しく説明されたい。また、こうした「仕組み」の目的が、ターゲティング広告やプロファイリング目的で利用者の情報（個人情報を含む可能性がある）の利用状況を確認できるようにすることである場合、電気通信事業法は電気通信事業者や事業者のみを規制するものであることに鑑みれば、この目的を達成するために、電気通信事業法は最も適切な法令であるとはいえない。</p> <p>中間とりまとめ案では利用者情報の適切な利用及び保存を確認する方法を検討する旨が提案されている。確認目的の利用者情報へのアクセスまたは保存は、関連するプライバシー保護法から照らして適切な範囲を超えている可能性がある。</p>	<p>【一般社団法人新経済連盟】</p> <p>【Asia Internet Coalition】</p>
<p>日本の個人情報保護法においても、個人情報取扱事業者に対して、直接の委託先の監督義務、安全管理措置義務、個人データの取扱いに関する一定の事項の公表義務等を課しているものの、サービス提供者に対して、全ての情報フローを把握・保存し、公表する義務は課していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信サービス提供者に対して、情報フローの把握及び公表について過剰な義務を課さないことは、アメリカ、EUにおいても基本となっている（欧州においては電子商取引指令 15 条、Digital Services Act 前文(28) 項、7 条が情報をモニターする一般的義務を負わないとしているし、米国においても米国通信品位法 230 条(c) が通信を仲介するサービス提供者は、通信される情報の publisher と同様の責任を負わないとしている。）。 ・事後の検証や利用状況公表のためだけに利用者情報を保存することは適切ではない。これらのために、サービス提供に必要な利用者情報を保存することまたは必要な期間を超えて保存することは、個人情報保護法（及び海外の同種法令）違反となりうる。この点を仮に立法により解決するとしたら、不要な情報を保存し続けなければならない、という法制を日本だけが取ることになりかねない。 	<p>本中間とりまとめにおいて、電気通信サービスの利用者のプライバシーを保護する必要が指摘されていますが、それは特段新たに利用者情報を保存し公表する一般的義務を電気通信事業者に課そうとするものではありません。また、電気通信事業法は電気通信事業に対して適用されるものであって、これを営む者までが対象となりうると想定されます。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>本中間とりまとめにおいて、電気通信サービスの利用者のプライバシーを保護する必要が指摘されていますが、それは特段全ての情報のフローについて把握・保存し公表する一般的義務を電気通信事業者に課そうとするものではありません。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

・したがって、通信サービス提供者に対して、情報フロー把握、その通知・公表を求めるについて過剰な義務を課するのは、ビジネスの実態や国際的調和の観点からも適切ではない。

・仮に、情報フローのうち一部の情報の保存・公表を求めるならば、いかなる範囲の情報を保存・公表することを予定しているのか、その電気通信事業法上の根拠（通信の秘密を保護すべき義務との整合性を含む。）と個人情報保護法との整合性を明らかにされたい。

・なお、プラットフォームのデジタルサービスは大量の情報を短時間に処理するものであり、関連する全ての情報フローを逐次かつ網羅的に把握したうえで、これを公表することは、技術的、経済的及び現実的に不可能と見受けられる。

【個人】

意見 28-10 電気通信事業 GL の適用対象事業者がルール内容を理解・遵守するよう、適切に規律・執行すべき

デジタル広告市場の競争評価 最終報告（令和3年4月27日公表）においても示されているとおり、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号。以下「電気通信事業GL」という。）に基づくルールの適用を受ける者は、登録・届出を行った電気通信事業者や大規模なプラットフォーム事業者（国外に拠点を置く事業者も対象）のみならず、パブリッシャーやアドテク事業者等も幅広く含まれています。

そのため、総務省殿におかれましては、電気通信事業 GL に基づくルールの適用を受ける事業者間のイコールフッティングを確保する観点から、対象となる事業者が、上述のルール内容を理解・遵守するよう適切に規律・執行して頂くことを要望いたします。

【KDDI 株式会社】

考え方 28-10

御指摘いただいたように、電気通信事業 GL は、同 GL 第3条解説にあるように、「電気通信事業法上の電気通信事業を行う者」を対象としており、「同法第164条第1項各号に定める事業を営む者」についても幅広く本ガイドラインの対象とすることとされています。電気通信事業 GL の規律及び執行にあたっては、いただいた御意見も踏まえつつ、検討させていただきます。

意見 28-11 共同規制にあたっては、Pマーク制度との有効な連携を促進すべき

共同規制は、事業者のガバナンス確保の推進という点で良い取組と言える。一方で、我が国事業者のガバナンス確保の取組としてプライバシーマーク認証制度が挙げられるが、本中間とりまとめ（案）では言及されておらず、我が国において共同規制を進める上では、今後、プライバシーマーク認証制度と法制度との有効な連携を促進するため、共同規制における目的、対象範囲、エンフォースメントとインセンティブ等の整理が必要と考える。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

考え方 28-11

共同規制及び事業者のガバナンス確保の推進に關していただいた御意見については、今後検討を進めいく上での参考とさせていただきます。

第3章 今後の取組の方向性

2 今後の対応の方向性

(2) 電気通信事業 GL・指針等における対応	
意見 29-1 電気通信事業 GL の適用対象は、電気通信事業者が電気通信事業を営む場合に限定されるべき	考え方 29-1
<p>電気通信事業 GL は、電気通信事業者ではない者や、電気通信事業者としての届出・登録を行っている者が行う事業のうち、電気通信事業以外の事業について適用がなされるものではない。届出事業者には様々な企業が含まれる。例えば、銀行、農業協同組合などもあるが、これらが行っている全部の事業について、電気通信事業 GL が適用になるとするのは合理性を欠く。電気通信事業 GL の適用を受けるのは、電気通信事業 GL 第 3 条第 1 号にいう電気通信事業者が電気通信事業を営む場合に限定されるべきである。なお、電気通信事業 GL の解説においてプライバシーに言及する箇所があるが、それはあくまでも「電気通信事業は、通信の秘密と直接関わる事業であって極めて高い公共性を有しており、また、プライバシー保護を必要とする情報を取り扱うことも想定されること」が理由であり（電気通信事業 GL（令和 2 年 11 月更新）6 頁）、電気通信事業者が電気通信事業を営む際の行為規範にとどまっている。さらに、電気通信事業 GL 自体がプライバシーに言及しているのは、プライバシーポリシーに関する第 14 条のみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般法理としてのプライバシー一般に関する規制を設ける意図であれば、電気通信事業法の範囲を超える、法律による留保の原則に違反するおそれがある。 ・一元的に参照することができる文書とするのであれば、むしろ、個人情報保護委員会が公開するガイドラインとの一元化をしなければ、事業者としては参考する文書が区々に分かれ、それぞれを確認して整合性を図らねばならず負担が増加する。 <p style="text-align: right;">【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業 GL の適用を受けるのは、電気通信事業 GL 第 3 条第 1 号にいう電気通信事業者が電気通信事業を営む場合に限定されるべきである。 ・仮に電気通信事業者を名宛人としつつ、電気通信事業者に対する義務を通じて、その他の事業者をも規制する趣旨であれば、それは電気通信事業者に対して過度な負担を強いることになる。 ・現行の電気通信事業 GL は「(当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう) 促すことが適切である」と記載しており（第 14 条第 2 項）、義務ではない。また、当然のことながら、電気通信事業法はそのような義務を規定していない。 ・この箇所に限らないが、仮に、「プラットフォーム事業者、アプリケーション提供事業者、ウェブサイト運営者、広告事業者等関係する主体」への規制を電気通信事業法や電気通信事業 GL に含めるという意向であれば、「プラットフォーム事業者、アプリケーション提供事業者、ウェブサイト運営者、広告事業者」の定義や「関係する主体」の範囲も明らかにされたい。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>電気通信事業 GL は、同 GL 第 3 条第 1 号の電気通信事業者が行っている電気通信事業に対して適用されるものであって、仮に電気通信事業以外の事業（例：銀行業や農業協同組合等）が行われていた場合にこれに対して適用されるものではありません。</p>
意見 29-2 電気通信事業法改正を行わずに、「通信関連プライバシー」の保護を実現させるべきではない	考え方 29-2

<p>現行の電気通信事業 GL の解説は通信の秘密に該当しない位置情報を「プライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項である」ことを理由に、強く保護することが適當としているが（114 頁、115 頁）、電気通信事業者が電気通信役務の提供にあたって取得・保有している情報であることが前提である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業 GL は、電気通信事業者ではない者や、電気通信事業者としての届出・登録を行っている者が行う事業のうち、電気通信事業以外の事業について適用がなされるものではない。届出事業者には様々な企業が含まれる。例えば、銀行、農業協同組合などもあるが、これらが行っている全部の事業について、電気通信事業 GL が適用になるとすることは合理性を欠く。 電気通信事業法上、「通信関連プライバシー」情報を保護する義務は課されていないにもかかわらず、総務省の行政規則に過ぎない電気通信事業 GL の改正のみによって実現しようとすることは、電気通信事業法の範囲を超え、法律による留保の原則に違反するおそれがある。仮に、法改正を行わずに「通信関連プライバシー」の保護を実現するのであれば、電気通信事業法における条文の根拠や、電気通信事業法と関係なく実施する場合には、その実効性はどのように確保していくのかを明確に説明する必要がある。 個人関連情報に該当する位置情報に関しては、個人情報保護法によって対処すれば足り、敢えて更に電気通信事業法上の規律（刑罰等）を検討するのであれば、その根拠を明確に説明する必要がある。 	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、電気通信事業 GL は、同 GL 第 3 条第 1 号の電気通信事業者が行っている電気通信事業に対して適用されるものであって、仮に電気通信事業以外の事業（例：銀行業や農業協同組合等）が行われていた場合にこれに対して適用されるものではありません。</p> <p>なお、個人関連情報に該当する位置情報は、個別の情報とそれを取得する者の状況に応じて、個人情報保護法に基づき判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>【個人】</p> <p>意見 29-3 電気通信事業 GL の執行にあたっては、実効性が確保されると共に、その対象者の中で公平性が保たれるべき</p> <p>国外の事業者を含む、プラットフォーム事業者、アプリケーション提供事業者、ウェブサイト運営者、広告事業者等の利用者情報を取得する事業者が、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の適用対象であることを広く認知し、対応できるよう、実効性を確保いただくとともに、一部の事業者のみが「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を遵守し、他の事業者は遵守していない、といった公平性に欠ける事態とならないようにしていただくことを要望します。</p> <p>例えば、アプリケーション提供事業者はすそ野が広く、海外のプラットフォーム事業者や、大企業から中小企業まで、様々な企業が存在しています。それら全ての企業が、「プラットフォームサービスに関する研究会中間とりまとめ（案）」や、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を認知し、方向性を理解し、的確に遵守することは困難であると考えます。</p> <p>次に、「電気通信事業者」の定義について、社会一般の多くの受け止めは、登録が必要な「電気通信事業者」であり、それらの者は「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を遵守していると思われます。また、現在も、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（P.9）」には、「本ガイドラ</p>	<p>考方 29-3</p> <p>電気通信事業 GL は、第 3 条解説にあるように、「電気通信事業法第 2 条第 4 号に定める電気通信事業を行う者」を対象としています。また、御指摘のとおり、同第 2 条第 1 項解説にあるとおり、外国法人等が外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合等にも適用されることとされています。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

インにおける「電気通信事業者」は、第3条第1号に規定しており、電気通信事業法第2条第4号*に定める電気通信事業を行う者を指している。」「当該外国法人等にも本ガイドラインが適用されるものと考えられる」との記載がある一方、多くのアプリケーション事業者、ウェブサイト運営者、広告事業者等は、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の適用対象であることを認識していない可能性が高いと思われます。したがって、一部の登録事業者のみが「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を遵守し、その他多くの届出事業者等は遵守していない、といった公平性に欠ける事態とならないように留意する必要があると考えます。

なお、当社は、本来は、幅広い事業者に適用する場合は、個人情報保護法等により、業法を横断し、また企業だけでなく公的機関も含む法令で規定すべきであると考えます。

【ソフトバンク株式会社】

意見29-4 同意取得やプライバシーポリシーの掲出方法の規制やガイドライン化は十分な検討が必要。事業者によるプライバシーのベストプラクティスのアプローチを奨励すべき。技術の発展に対応できる枠組みの作成を促進すべき

単なるベストプラクティスであれば問題ないが、レギュレーションやガイドライン化は、現状でも掲出内容・文言・方法に様々な議論があり決まったものがないので、十分な検討が必要であると考える。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

情報を処理できることの根拠として、「同意」に過度に依存すると、利用者は同意を与えることに鈍感になり、同意を与えることの重要性が薄れてしまうという「同意疲れ」を引き起こす可能性がある。

利用者情報を取得する事業者として、「プラットフォーム事業者、アプリケーション提供事業者、ウェブサイト運営者、広告事業者等」が挙げられている。これらの者は、必ずしも電気通信事業法の対象となる事業者ではない。

さらに、この点の議論では、利用者の情報を収集し処理するための法的根拠は同意であるとしているように思われる。こうした議論は、現在、利用者情報の収集と処理に同意を義務付けていない個人情報保護法を修正または無効にするものではない。ビジネス上の予見可能性を確保し、規律の導入を促進するためには、企図されている電気通信事業ガイドラインの改正が、個人情報保護法の要件と重複、修正、衝突しないよう、総務省と個人情報保護委員会が緊密に調整することが重要である。

見直しを検討するにあたり、総務省と個人情報保護委員会におかれては、変更される規律が柔軟性を持ち、プリンシパル・ベースであるか、利用者がデータやプライバシーの設定について十分な情報を得た上で決定できるようにする上で効果的であるか、コンプライアンスの考え方のみに限定されるのではなく、事業者によるプライバシーのベスト・プラクティスのアプローチを奨励するものであるかどうかを評価するものとなるようになされたい。

また、関連する他の政策目標（デジタル経済の成長とデータ駆動型産業におけるイノベーションの促進、安全性とセキュリティ、データポータビリティ）との関連性を考慮しながら見直しを検討することにより、この見直しが包括的なものとなる。また、異なる法律上の要件のために事業者が相反するような行動を取るよう

--	--

意見29-4 同意取得やプライバシーポリシーの掲出方法の規制やガイドライン化は十分な検討が必要。事業者によるプライバシーのベストプラクティスのアプローチを奨励すべき。技術の発展に対応できる枠組みの作成を促進すべき	考え方29-4
---	----------------

意見29-4 同意取得やプライバシーポリシーの掲出方法の規制やガイドライン化は十分な検討が必要。事業者によるプライバシーのベストプラクティスのアプローチを奨励すべき。技術の発展に対応できる枠組みの作成を促進すべき	事業者によるプライバシーのベスト・プラクティスのアプローチを奨励することは重要であり、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
---	---

<p>指示されないようにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	
<p>事業者が人々に情報を提供する方法や、同意を求める方法について、新たに事細かな要件を追加したとしても、この問題を解決したり、プライバシーに関する消費者の理解や関与をより意味のあるものにすることはできないと考えられる。この問題は、事業者が他の適切な法的根拠に同様に依拠できることを保証せずに、同意の役割を拡大することでさらに悪化させてしまうことになりかねない。</p>	<p>プライバシーに関する消費者の理解や関与を意味のあるものとすることは重要であり、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>事業者に長くて複雑な、あるいは前もっての通知のみを提供することを強制したり、個人情報の使用するごとに詳細なレベルでの個別の同意を求めるような提案には反対である。このようなアプローチでは、利用者はスイッチを切ることになり、関連するプライバシーに関する通知やプライバシーのコントロールも意味のある形で活かすことにはつながらない。もし規律が（たとえ善意であったとしても）通知や同意の形式についてより厳格なものになるとするならば、達成しようとしている政策目標は意図しないかたちで損なわれてしまうことになりかねない。</p>	
<p>また、同意が求められるのは、機密性の高い個人データの収集など、非常に限定的な場合にのみとすることを求める。</p>	
<p>プライバシー・バイ・デザインの原則に基づいてデータが収集される場合（プライバシー保護技術が構築・利用される場合など）は、ユーザーの同意を必要とすべきではありません。ユーザーのアイデンティティデータに基づかないデータに対してユーザーの同意を必要とすることは、企業がプライバシー保護技術を構築・利用する意欲を失わせることになる。</p>	
<p>プライバシーに関して利用者との間でいかに効果的なコミュニケーションを図るかという継続的な取組みに向けて、テクノロジーは向上しているが、事業者と規制当局はこれに適応していく必要がある。個人情報保護委員会は、業界と協力して、技術の発展や人々の期待に十分に対応できるようなフレームワークの作成を促進すべきである。</p>	
<p>事業者や規制当局が、最新の設計手法や、より良いコラボレーションのための新たな機会、組織に責任を持たせるための革新的な方法を取り入れる機会は数多くある。AIC のメンバーは、総務省や個人情報保護委員会、産業界、そしてより広い社会と協力して、人々に自分のデータについて知らせる新しい方法を開発し、人々が意味のある選択ができるようにしていきたいと考えている。</p>	
<p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	
<p>電気通信事業法において、同意が必要となるのは、通信の秘密に係る義務がある下で例外として個人データを使用する場合である。電気通信事業ガイドラインにおいて示されるベストプラクティスは、通信の秘密に係る義務の例外として個人データを利用する際に得る同意にのみに関連するべきではないか。さらに、ガイドラインは、どのように同意が取得されるべきかについて事細かに定めるものあってはならないのではないか。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	
<p>意見 29-5 電気通信事業 GL におけるプライバシーポリシー公表の義務づけにあたっては、法的根拠が必要</p>	<p>考え方 29-5</p>

<p>プライバシーポリシーに記載すべき事項とあるが、現状の電気通信事業 GL 第 14 条は、プライバシーポリシーを公表することが「適切である」としているに留まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> もし、ポリシーへの記載を義務付けるというのであれば、法的根拠が必要である。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 29-6 要配慮個人情報に関する規定を電気通信事業 GL に盛り込むべきではない</p> <p>総務省のガイドラインに要配慮個人情報のプロファイリングやプロファイリングの利用対象に関する特別な規定を導入することは、電気通信サービスに特有な側面とは無関係な義務を増やすだけであり、適切ではないと考える。そのようなルールはこれらの GL にあるべきではなく、個人情報保護法の改正に組み込まれるべきであった。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮個人情報に関するプロファイリングの有無やプロファイリング対象について記載するという特則を措置することと電気通信事業の関係性が不明である（電気通信事業固有の事情があるとは思われない）。 要配慮個人情報に関するプロファイリングの有無やプロファイリング対象に関する特則を電気通信事業 GL に設けることは、個人情報保護法に上乗せして、電気通信事業者の義務を加重するものであり妥当ではない。 <p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>「要配慮個人情報の扱い」について、個人情報保護法以上のものを求める合理的根拠が示されていない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 29-6</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 29-7 位置情報プライバシーレポートも、位置情報を取り扱う者全てに適用されるべき</p> <p>位置情報を通信関連プライバシーの一環とする場合、「利用者端末情報等を取り扱う者の全てが、保護すべき義務を負うこととすることが考えられる。」との考え方に基づき、位置情報プライバシーレポートについても位置情報を取り扱う者全てに適用される旨を明確化することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>考え方 29-7</p> <p>「位置情報プライバシーレポート」は、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」の報告書として 2016 年に発表され、同報告書における整理は、現行電気通信事業 GL や解説に反映されており、同 GL の適用対象に等しく適用されています。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 29-8 通信の秘密に関係しない位置情報は、電気通信事業 GL における個人情報保護に関する義務の対象にはならないのではないか</p> <p>通信の秘密に関係しない位置情報は、総務省ガイドラインの電気通信事業における個人情報保護に関する義</p>	<p>考え方 29-8</p> <p>現行の電気通信事業 GL において</p>

務の対象にはならない。また、「場合によっては」というのは、どのような場合に位置情報が個人情報とみなされるのかは詳しく説明される必要がある。	【Asia Internet Coalition】 も、第35条に位置情報について規定があり、通信の秘密には該当しないGPS位置情報の取扱いについても規定がされています。
意見29-9 電気通信事業GLにおいて電気通信事業に固有の情報より広げて規定するのは、電気通信事業法の範囲を超える 「<4. 各種情報>」の「その他」について、仮に「電気通信事業に固有の情報」よりも記載の範囲を広げる趣旨であれば、それは電気通信事業法の範囲を超え、法律による留保の原則に違反するおそれがある。 【個人】	考え方29-9 電気通信事業GL第2条第2項第3項の解説に記載のとおり、電気通信事業GLは、通信の秘密その他の電気通信事業に特有の事情等に鑑み必要となる規定も併せて、電気通信事業者に適用される規律を一元的に示したものとなっています。
意見29-10 プライバシーガバナンスの概念は電気通信事業法とは切り離すべき 脚注104及び当該脚注が付された本文によると、「プライバシーガバナンス」という概念を、電気通信事業GLの改正において持ち込むことが想定されていると思われる。しかし、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.0」は、パーソナルデータの利活用に関わる企業向けにプライバシー問題への取り組み方の指針を示したものであって、具体的法規の解釈指針を示したものではない。これに対して電気通信事業GLは、「個人情報保護法第6条及び第8条並びに電気通信事業法の関連規定に基づき具体的な指針として定めるもの」であって、電気通信事業GLの中で、「『しなければならない』及び『してはならない』と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法又は電気通信事業法違反と判断される可能性がある」等、法（個人情報保護法・電気通信事業法）の解釈指針が示されたものであって、位置づけが全く異なる。	考え方29-10 脚注104はあくまでも、企業がプライバシーに関する問題に能動的に対応し、消費者やステークホルダーと継続的なコミュニケーションを行い、説明責任を果たしていくことが、プライバシーガバナンスの観点から重要であることを示す例として、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.0」（2020年8月 総務省、経済産業省）を参考として示したに過ぎません。御指摘のような、「プライバシーガバナンス」の観点からの説明責任を果たさないことが、電気通信事業法の遵守にとって重要な不備につながる、としているものではありません。
意見29-11 モニタリングにあたっては、透明化法に基づくモニタリングも踏まえ、対象事業者ともすりあわせるべき	考え方29-11
脚注106、透明化法に基づくモニタリングについては、総務省のみならず、他省庁もモニタリングを実施し	脚注106は、「デジタル広告市場の

として選定すべきと考えます。	【KDDI 株式会社】	
意見 30-3 モニタリングの詳細について明らかにされるべき	考え方 30-3	
<p>モニタリングの概念が曖昧であると、プラットフォームサービス事業者や通信事業者に過度の負担を強いいるおそれがあるため、継続的な対話について、その詳細（範囲や頻度など）が明らかにされる必要がある。</p> <p>また、総務省は、(a) モニタリング対象の事業者に過度の負担をかけないこと、(b) モニタリング対象の事業上の秘密を守ること、(c) 事業の規模にかかわらず、プライバシーの問題はすべての事業者が守るべきものであること、に留意すべきである。(d) 監視の範囲と頻度が（業界内および対象企業との間で）合意されていること、他の個人情報保護法との整合性が取れていることを確認すべきである</p> <p>加えて、定期的なモニタリングについては、電気通信事業者や事業者に書面での報告を義務付けるかどうかなど、総務省がモニタリングのあり方を明確にすることが重要である。これにより、事業者は、モニタリングの要求に応えるための内部プロセスを構築することができる。さらに、総務省はモニタリング結果を公表する前に、事業者にレビューとコメントの機会を与え、公表すべきではない機密事項や企業秘密が含まれていないか確認されたい。</p>	<p>実際のモニタリングの実施にあたっては、対象となる事業者とも対話を行いつつ、検討して参ります。いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
意見 30-4 今日、サイバー攻撃による情報漏えいを 100%防ぐことは不可能	考え方 30-4	
<p>P115「通信の秘密、個人情報、プライバシー等が適切に保護されるためには、情報漏えい等がないことが必要不可欠であり、」について、特に、「情報漏えい等がないことが必要不可欠」との表現を再考されたい（表現の適切性については、必要に応じてサイバーセキュリティ統括官室または内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター等と連携されたい）。</p> <p>案：修正の一例 「情報漏えい等の予防及び被害拡大の防止が必要不可欠であり」</p> <p>（理由） 情報漏えい等が「ないことが必要不可欠」とあるが、今日においてサイバー攻撃（による情報漏えい）を 100% 防ぐことは不可能である（ゼロデイ攻撃、国家を背景に持つ組織的サイバー攻撃など）。 このことは、直近のインシデントを見ても、N コムや三菱電機、NEC 等が被害に遭っていることから明白である。 サイバーセキュリティの世界では、被害の予防も重要であるが、被害を 100% 防ぐことは不可能であるため、インシデントの発生を前提に、被害の拡大を最小限に抑えることも重要だ、という考え方が一般的である。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「通信の秘密、個人情報、プライバシー等が適切に保護されるためには、情報漏えい等の <u>防止</u>のために安全管理措置を取ることが必要不可欠であり、」に修正させていただきます。</p>	

それは、上記のような思想を前提としていると理解している。	【個人】	
意見 30-5 PIA は、一律に基準を設定したりするのではなく、各社の取り組み内容等を公表するような形にすべき	考え方 30-5	
<p>PIA については、各社の事情により適した取り組みも異なるため、各社の実状に合わせた制度設計を可能とし、各社の創意工夫を促進することによりその実効性を確保していくことが肝要であると考えます。</p> <p>そのため、一律に基準を設定したり、個々の施策に関する評価結果等の公表を促すのではなく、PIA に関する各社の取り組み内容・状況を公表するような形とするのが適切であると考えます。</p>	【株式会社 NTT ドコモ】	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見 30-6 PIA にかかる情報は機密に保たれるべき	考え方 30-6	
<p>PIA は純粋に内部的な評価プロセスであるため、そのような情報は機密に保たれるべきであることに留意すべきである。</p> <p>個人情報保護法の下での既存の義務に加えて、PIA に関する要件や義務を検討する際には、(処理に係るリスクに基づいて) いつどのような評価を行うべきか、基準、およびどのような評価の対象となるべき処理の種類のリストの公表について、GDPR 35 条が有用な参照点として役立つ。</p>	【Asia Internet Coalition】	いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
意見 30-7 モニタリングや PIA の対象範囲は限定すべき	考え方 30-7	
<p>モニタリングや PIA の対象については、アプリ事業者全部とするのは適切ではなく、範囲を限定すべきである。</p> <p>参照されている海外事例でも以下のように対象が限定されており、対象となるリスクやその必要性を慎重に検討すべきである。</p> <p>① GDPR では、モニタリングや PIA は、重大な漏洩があった場合や扱う情報の重要度に鑑みて対象は限定されている。</p> <p>(GDPR 35 条第 1 項参照)：取扱いの性質、範囲、過程及び目的を考慮に入れた上で、特に新たな技術を用いるような種類の取扱いが、自然人の権利及び自由に対する高いリスクを発生させるおそれがある場合、管理者は、その取扱いの開始前に、予定している取扱業務の個人データの保護に対する影響についての評価を行わなければならない。類似の高度のリスクを示す一連の類似する取扱業務は、単一の評価の対象とすることができます。</p> <p>② CCPA では、アニュアルレポートの提出など他の事業者に比して重い義務を課される対象は 1000 万人以上のデータ販売がある場合のみと限定している。(CCPA 999.317(g) 参照)。</p> <p>海外において外部レビューが用いられていることに言及されているが（中間レポート p. 116 参照）、このよう</p>		いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

<p>意見32－2 外部レビューの範囲が不明確</p> <p>外部審査対象となる範囲が不明確である。プライバシーポリシーの外部審査で求められる範囲は、審査を担当する者が審査できるのは公開されている情報のみであり、企業にとって過大な負担となる監査要件を導入することは意図していないことを明確にすべきである。さらに、企業が外部審査担当と関わり、情報や文書を提供させるような義務を導入する意図はないことを明確にすべきである。そのような義務は、企業にとって過剰な負担となる。</p> <p>また、いかなる外部審査も、ビジネス上の利害関係から中立性を保たれることは極めて重大であるため、担当する者のコンフリクトチェックは不可欠である。なお、このことは、上記モニタリングを行う者についても同様のことが当てはまる。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition】</p>	<p>考え方32－2</p> <p>外部レビューのあり方についていただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見32－3 外部レビュー等は、個人情報保護法で議論されるべき</p> <p>電気通信事業に限られる議論ではなく、むしろ一般的な個人情報保護法で議論することのほうが適切と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーポリシー等の外部レビューの結果を別途公表することが利用者保護にとって有用かどうかについては検討を要する。個々の利用者が、公表された外部レビューに自らアクセスし、その内容を検討したうえでプライバシーポリシーを理解することを期待するのは困難である。結局は、外部レビューが行われたという事実と、問題がないという結果にのみ関心が集まり、その結果として、外部レビューの形骸化、または、形式的な外部レビューにより「お墨付き」を得てしまった不適切なプライバシーポリシーの増加が懸念される。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方32－3</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

その他

この中間とりまとめ（案）では、電気通信事業における利用者情報の取扱いについて、従来の電気通信事業者や設備に留まらず、「通信関連サービス」の提供者へ規制を広げるものという理解で良いか。その場合、スマホアプリ事業者以外のオンラインでサービスを提供する事業者全てが規制の範囲に入るという理解で良いか。

【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】

本中間とりまとめにおいて、電気通信サービスの利用者のプライバシー保護を電気通信事業法の目的として考えていく必要があると考えられると共に、利用者端末情報等を取扱う者の全てが保護すべき義務を負うこととすることが考えられると指摘されています。

P71について、個人情報保護法で定められている認定個人情報保護団体では個人情報保護指針等により自主ルールを策定することが推奨されている。同法53条で“この法律の規定の主旨に沿った指針を作成し”とあり、個人情報等を越えた部分の端末利用情報等についての自主ルールも認定団体は作ることが出来ると考えられるが、この制度との関係はどう整理するのか。

【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】

個人情報保護法第53条第1項において、認定個人情報保護団体は個人情報保護法の規定の趣旨に沿った個人情報保護指針を作成するよう努めなければならないとされています。この際に、対象とする業界等に応じて、端末利用者情報等についての自主ルールを策定することも可能と考えられます。

P114について、自主的な取り組みを定期的にモニタリングする共同規制アプローチが中間とりまとめ（案）では示されている。仮に共同規制的に運用しようとするのであれば、モニタリング及びそれに伴う措置等について法令で定めることも必要になってくると考えられるが今後どのように具体化していくことを考えているのか。また、この自主的な取り組みについては個人情報保護法における認定個人情報保護団体制度との間で重複する部分が出てくる可能性が考えられるが、その整理はどのように考えているのか。

【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】

実際のモニタリングの実施にあたっては、対象事業者とも対話を行いつつ、検討して参ります。

なお、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体制度は、業界や業務等に応じて個人情報の保護を推進する制度となり、一般に行政によるモニタリングと重複するようなものではないものと考えられます。

118頁の「デジタルマーケティング法」を「デジタル市場法またはデジタルマーケット法」と変更すべき。

（理由）記載ミスと思われる。

【一般社団法人新経済連盟】

御指摘を踏まえ、「デジタル市場法(DMA)案」に修正します。